奉祝準備矯風號

3—331

顧問　大隈重信　會長　島田三郎
同　森村市左衛門　副會長　安部磯雄

廓清

第五巻　第九・十號

（明治四十四年八月一日第三種郵便物認可　大正四年十月一日發行）
（毎月一回一日發行）

東京　廓清會本部　發行

支部分會を作れ

集合は力也會員各位の奮起團結を促す

廓清會支部準則

第一條　廓清會は各地に支部又は分會を置く

第二條　支部は貳拾名以上の會員所在地に之を置き分會は貳拾名未滿の會員所在地に之を置く

第三條　支部又は分會は其地方の市區町村名を以て之に冠す

第四條　支部又は分會に會員の互選を以て幹事を置く幹事の人員及任期は各部會に於て適宜之を定む

第五條　幹事は支部又は分會一切の事務を掌る

第六條　支部には支部員の推選により支部長を置くことを得

第七條　役員を推薦したる時は直に本部の承認を經可し

第八條　支部長所在地にありては支部長支部を代表し支部長なき支部又は分會にありては幹事之を代表す

第九條　支部及分會は毎月壹回例會を開き、其時々演說會、講演會、研究會等を開き、其他適宜の方法により本會の主義思想を宣傳し其地方の風教道德問題の爲に努力するの義務あるものとす

第十條　支部及分會は本部に對し運動の爲め講師其他の應援者を要求することを得但之に要する實費は支部又は分會の負擔とす

第十一條　支部及分會の費用は其支部又は分會の負擔とす

廓清　THE PURITY



第五巻　第九・十號

大典奉祝準備矯風號發刊の辭

秋高く馬肥へたり。人生活動の天幕は展かれた。我が叡聖文武なる　今上天皇陛下新日本に君臨の御大典は、將に目睫の間に迫まつた。此秋に當つて曠古の盛儀に會するの光榮を有する我等蒼生のなすべき準備は何であるか、廓清會は即ち其の廓清的見地よりして、何をなすべきかを國民に告ぐるの使命を有する。本號は蓋し其の解答である。

常に吾人と憂ひを一にし志を同うする基督教婦人矯風會は、本年三月の大會に於て左の二大案を決議し、目下極力貫徹の爲めに努力しつゝある。

一、御大典奉祝の公會席上に醜業婦を侍せしめざる事其他風俗を紊亂する行動の取締を嚴重ならしむる事

二、精神的記念運動として今後六年間に公娼を全廢する事

之れ素より本會の豫て高調しつゝある所である。而も莊嚴神聖なる大典を迎ふる國民的準備としてこれ程切實な重要な運動があらうか、世界の新强大日本の紀元としてこれ程適當なそして偉大な記念事業といふがあらうか秋高く馬肥えたり、吾人が奮闘すべきは眞に今。

大正四年十月一日

廓清會の見地より國民に御大典奉祝の準備を說く

廓清會長　島田三郎

□破壞混沌汚濁より建設整理清澄へ

大正の新なる御代に入つて人心に大なる變動が起つた。現れて政治界の變革となり、延いて社會改新の機運を醞釀してゐる。明治の御代は人の心目を驚倒する變動があつたが、要するに封建の餘習を一洗する破壞の連續であつた。而して又實に海外の有形的文明を輸入する時代であつた。四十五年の年月は殆んど其の必要なる任務を遂げて、國力の發展を致したが、大正の御代にはそれが稍〻整理の緒につかんとしてゐるが如く見へる。偶然とは云ひながら年號に其意が表はれてゐるのは興味ある事である。即ち明治の二字は知識の要求を現はし人の聰明を要件としたが、大正の二字は正義を必要とする意義を有してゐる。

破壞の時代は進歩迅速なると共に、種々なる雜分子異分子を包含するを免れぬが。大正に至つては之を整理し純正の新社會を建設せねばならぬ。歐羅巴の文明は燦然として煥美を呈して人を眩惑せしめたが、餘り知識に偏し力を重んじた結果非常なる爭端を惹起して今日の慘劇を見るに至つた。其原因は種々あるが、餘りに知識を偏崇したると、力ある者は何事にも勝利を得るとの信念に支配せられた結果とも見る事が出來る。我等は決して、徒らに歐羅巴の外觀の文明に眩惑して智力に正義の觀念を蹂躙せしめてはならぬ。

□祭に於て神を辱しめ儀式に於て禮節を紊る

今上天皇陛下が踐祚ましました事は四年の以前であつたが御卽位は近く一ケ月の後に行はれんとしてゐる。此御儀は破壞より建設への第一歩であり混沌より整理への第一歩であり舊日本より新日本への新紀元であり、小日本より大日本への新紀元であり、汚濁より清潔への文明史上の一線を劃するものであるから最高の莊嚴な盛儀は此點からも至上の尊さを感ずるのであつて、國民が奉祝するに當り一點の正義を汚す塵を留むるなきやうせねばならぬのは勿論である。而してこは實に人心を新にする爲めに極めて緊要の事である。

我國は此點に於て頗る優秀なる美點を有つてゐるが、男女の關係に至つては古來甚だ清潔の觀念に乏しい。虛心平氣に

見來れば極めて不潔なる事實を發見するに難からぬのに、餘り之に注意を拂ふことなきは、習俗の然らしむる處、識者の大に啓發を要する一事である。假へば神事に祭典に賣笑婦を列せしむる如きを常とするのみならず、或場合に於ては之を奬勵するが如き惡習がある。之れを及ぼして公の式にも、正しき家庭に入る可からざる種類の者を公然儀式の一として列ならしむるのを怪しまないのである。藝娼妓の種類を祭禮の行列に加へたり、又は公然の儀式に必要なる周旋者應待者として使用するの慣習は、祭に於て神を辱しめ、公の儀式に於て禮節を紊るものと思ふ。正しき家庭に入るべからざるものであるならば、神事に之を忌むべきは猶更の事であり、禮式には其影さへも止めてならぬは勿論であらう。新なる御代の第一の改革として、先以て今回の御大典に公の席に之等の出入を止めて、是れより推して一世を廓清するの端を開かん事を望むのである。

□遠大なる理想的祝意の實現

我廓清會は、此問題に就て書翰を發して意見を各方面に求めた。而して最大多數が皆之を是認せられた事は一代の思想が此方針に向ふたといふ事を徴すべきで、極めて時代の好潮と思はれる。我會と同胞の關係ある婦人矯風會は、同一の目的を以て快活に働かれてゐる。其運動は各地を風靡するの慨があつて、良好の結果を生ずる事を疑はぬ。公娼廢止の懸案も、年と共に其贊同者を增加して次第に實行の期を早めつゝある如く見へる。但し大勢を見るに此事は研究を要する附帶の問題ある爲めに、藝妓公會列席を禁ずる問題よりも其解決を遅にする形勢である。併し乍ら問題その物は是非極めて判然であるから、要するに眞面目に研究さへすれば、公娼を廢止して他に起るの問題を併せ解決すべき結論に到着する。これも大正の御代の新しき問題として、鋭意實行の期を促す事と確信する。

世人は動もすればこれを宗教家の問題と見てゐるが、決して單なる宗教界の問題ではない、加藤弘之博士の如きは、宗教に對しては力強き反對者であるけれども、醜業婦排斥の一事に至つては最も熱心なる主張家である。此點に於ては其宗教的方面に反對する態度と全く態度を異にして、其論敵たる宗教家と提携して熱心に努力せられつゝあるのは、眞に讃仰すべき美事で、斯くの如き形勢は確に正論の風潮と見る事が出來る。正義、純潔、整理を標識とすべき大正の御代には、必ず解決の効を奏する事であらう、此點に於て御代の隆盛を謳歌するは、眞意義の祝意であると思ふ。

忠良なる陛下の赤子たる我が同胞よ、千古の大典に一點の汚染だも止むる事勿れ、我が廓清會は諸君の前に、改めて矯風會決議の二大案を提供し、玆に其の實行を望むや切である。廓清會が藝妓問題を我國に於ける重大なる社會問題として警鐘を高打したのは、既に二年の昔である。若し此案を實行したならば、やがてそれが此問題解決の端緒をなすであらう。而して又公娼問題を此機に解決し得るならば、此以上の偉大なる理想的記念はないであらう。敢て世人の反省を促す。

御大典と藝妓問題

益富政助

尊嚴無比の大禮典

敬愛なる國民諸君、我等が待ちに待ちたる御大典は彌目睫の間に迫つて來た。之實に我等臣民の齊しく慶賀に堪へざる所である。殊に今回の御大典は、歴代の御即位禮の中に於ても實に其最大の御大典といふことが出來る。即ち鎖國的小日本の慶典でなく、世界的大日本の慶典であつて、眞に建國二千有五百年來未曾有の大典である。我等大正の蒼生、幸にして生を此聖代に享け、此光輝燦然尊嚴無比の御大典に際會することを得たるは我々にとりて實に無上の光榮といはねばならぬ。從つて此大禮典をば如何に祝し奉るべきかは最も愼重に熟慮しなくてはならぬ問題である。

舊式の惡習、汚俗

然るに遺憾なる事には由來動もすれば舊式の惡慣習に囚はれ、只徒らに外面的形式的で所謂お祭騒ぎに陷り、甚だしきは酒色に親しみて反つて其尊嚴を傷つけ神聖を瀆し奉るの虞ある機會を作るの計畫各地に行はれんとしつゝあるを仄聞するは甚だ遺憾の至りである。

殊に默視するに忍びないのは右樣の計畫をなす所の人達が毫も尊嚴を傷くるの神聖を瀆し奉るのといふやうな觀念があつてではなく、只舊來の慣習に囚はれて、知らず識らず不敬の罪を犯すに至ることで、これは甚だ氣の毒なることにてどうしても傍觀座視するに忍びない。

婦人矯風會の決議

是に於て曩に日本基督教婦人矯風會にては左の決議文を普ねく發表して聊か警告を與へた次第である。

一、御大典奉祝のため催さるゝ公會の席上には凡て醜業婦を侍せしめざるは勿論其他風俗を紊亂する行動は嚴重に之を取締るべき事

二、精神的記念として向ふ六年間に公娼制度を期する事

右の矯風會の決議文は亦我廓清會同人が同じく社會に對して警告して來た所で、我等は此の趣旨が十分に徹底して、過ちなからんことを切に希望するものである。

殊に第一の決議文の如きは此際、是非とも之が實行を期せなければならない。矯風會の矢島老女史が曩の決議をもたらして宮内大臣を訪ねられたるに對して、宮相の語られた處によれば、「昔は朝廷の御祝といへば、人民は外出もせず、戸を閉ぢて火をも焚かず、謹しみて奉祝をしたものであるに、今

日動もすれば奉祝の意味を取り違へるものゝ多いのは遺憾な事である」といふ話してあつた。乍併之豈獨り宮内大臣のみならんやだ。讀者諸君が本號にて御覽の通り、現日本の代表的人物は十中九迄は皆如上の決議の精神に贊成でないものはない。我等は此事實によりて、大に意を强ふして居る。大勢旣に斯の如しであるから、今更決議文の詳しい解題も無用だと思はれるが、又然し乍ら一方においてはまだ少なからざる反對者が、ないでもない。依て玆に我等が主張の意義を明かに致し度いと思ふ。

誤解の第一點

此主張に對して若し反對があるとすれば如何なる點にあるか。我等が聞いた反對の第一は、藝妓も亦國民の一部なり。然るに此國家の一大盛典に彼等を除外しやうといふのは、國民の權利を束縛するものだといふ非難がある。之は全く我々の主張の要點を逸して居る疑がある、我々は何も藝妓に御大典に祝意を表してはならぬといふのではない、彼等も亦國民の一部なりとすれば彼等が誠心誠意此盛典を祝するといふ事は極めて結構な事である。只それが公的奉祝會の席上となれば自ら別問題になる。我等の主張は彼等をして公會の席に侍せしむる勿れといふのである。詳しく云へば公人の主催する奉祝會には藝妓を呼ぶなといふのである。

何をか醜業婦といふ

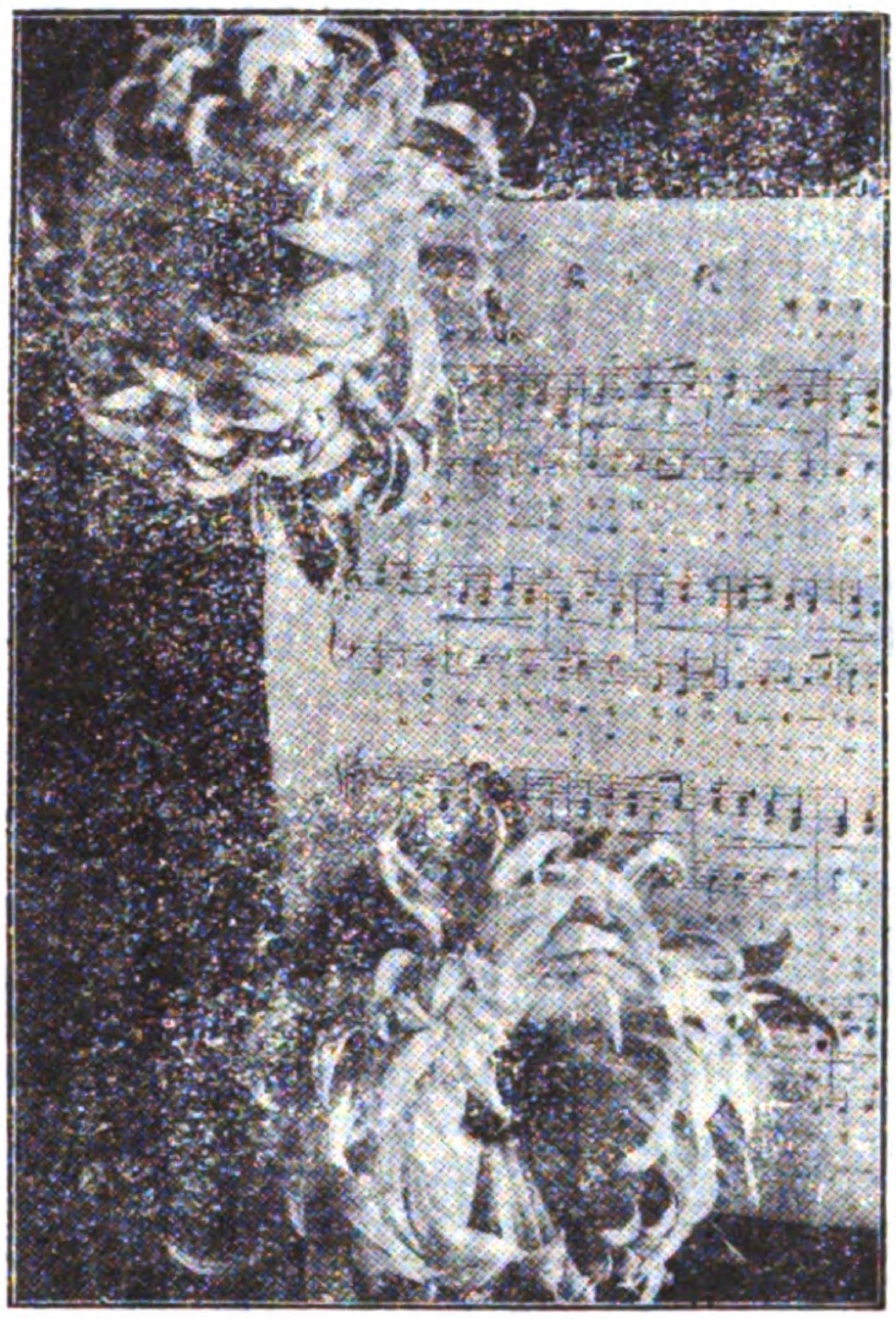
某縣の有力者に對して、婦人矯風會員が例の二項を齎らして訪問した處、有力家は直に贊成して「承知致しました。たしかに醜業婦は出さない事に致します」との言質を與へた。然るに幾何もなく、藝妓が公開の席にも出るし、種々の計畫が行はれるので、矯風會員は甚だ之を怪しみ、再び其有力者を訪ひ『曩には公會の席には醜業婦は出さぬといふ御方針を承はつて居りましたに、矢張り藝妓を御呼びになるさうですが、どふいふ譯でありませうか」と聞くと、有力家は『あゝ藝妓ですか、藝妓は出します』『それは御方針と違ふではありませんか』『イーヤ藝妓は藝妓で醜業婦ではない。藝妓は國家が許して居る營業です。醜業と稱すべきではありません』との返事に矯風會員は呆然として應ふる所を知らなんだといふ話を聞いた。要するに此有力家の考では醜業婦とは所謂密淫賣婦や又は海外密航婦の事と解決して居らるゝらしい。若し我等の決議が、さういふ醜業婦を意味して居るとすれば、此決議は全く無意味である。何となれば如何に日本の風儀が頽廢したればとて、まだ昨日迄警察に拘留されてゐた密淫賣を狩り集めたり、又は新嘉坡邊より海外醜業婦を雇つて來なければ公的の宴會が開かれない程墮落しては居らぬではないか、從つて玆に所謂醜業が、さういふ意味の醜業婦だとすれば、此決議は全然無意義のものなるのみならず、殆んど狂氣の沙汰といふべしだ。何の必要あつてか、八十三の老媼を始めとして東奔西走惟れ日も足らざる活動を要しやうぞ。然るに、如何にもしてとの熱心で、警告を社會に與へて居る所以

のものは外でもない。若しも此際警告を與へずんば或は尊嚴なる奉祝會に、不心得にも出すべからざるものを出して、却つて御大典の神聖を瀆し奉るが如き事がありはせぬかを恐るが故に、さてこそ斯かる決議もなし、又夜を日に次で運動をもする必要があるのである。

要するに、茲に「醜業婦」といふのはさういふ虞れある醜業婦といへば、恐らく藝妓の外にはあるまい。然り我等の所謂醜業婦は、即ち藝妓と稱する醜業婦であると御了解を願ひたい。

似而非藝妓

さて、藝妓を醜業婦といへば世間の或る一方から反問が起る『藝妓は讀んで字の如く藝妓である。一種の藝術家である、醜業婦ではない、公然官廳の許可を受け、少からぬ稅金を納めて公然營んでゐる處の營業者を醜業婦などゝは怪しからぬ。是れ人を侮辱するものである』などゝ盛んに攻擊が來る。それ等の反對者に對して我等はいふ『よく我等の言に注意して聞いて戴きたい。我等は藝妓と稱する醜業婦だといふのである。藝妓といふ假面を冠つて其實淫賣をしてゐる處のもの、つまり藝妓の體面を汚し、其藝術の精神を没却して謂はゞ藝術の神聖を犯す處の淫賣婦といふのであつて、一言以て之を掩へば似而非藝妓をいふのである。而して斯かる藝妓を公開の席に出すなといふのである。之れには恐らくは反對者が怒らるゝ理由あるまじきのみならず、必ずそれなら自分も同感だと贊成されるであらうと思ふ。



巖となりて苔のむすまで

殆んど似而非藝妓のみ

處が不幸にして今日は此似而非藝妓が少なくない。從つて醜業婦だといはれても仕方はない或は曰はん『大勢の中だからそんなものもあるだらう、併しいくらかそんなものがあるからと云ふて、全體のものを醜業婦呼はりは怪しからぬ』といふ。尤もな言ひ分なやうではあれど、さうは世の中が承知してくれぬ。日米問題の如きも少數の不良民めの爲めに多數の日本人が困らせられて居る、少數の不良學生のために學校全體が不評を招くのである。世の中は連帶責任、少數の場合尙且つ然り、況んや多數の場合に於てをや。それ故中には氣の毒な人もあらうけれども、それはそんな社會に身を置いて居る因果と諦らめて貰ふより外はない。

殊に藝妓の社會においては多數がさうだといふよりも大多數否殆んど九で十人の中の九人迄さうである。十分中の一又は二あつても世の中は連帶責任に問はれるのに、十中の九が僞藝妓、淫賣藝妓、密賣淫婦たるに至つては、世の人が彼等を醜業婦と斷定しても、辯解は出來ない筈である。

藝妓即ち醜業婦

我等は藝妓其者が惡いといふのではない、似而非藝妓が惡いのだといふた。けれども、是に於て僞藝妓はいけないといふも、藝妓がいけないといふも結局は同じ事になつて仕舞つた。そこで『醜業婦を侍せしめざるは勿論』とあるに對し、『藝妓を侍せしめざるは勿論』と書き換へて頂いても差支へはない。

大膽なる論斷か非か

然し、之は大膽なる論斷であると攻擊する人があるかも知れぬ。又其攻擊がなくとも苟くも人の身上に關する事、名譽に關する事を斯く斷言する以上は、責任を負ふて之を言はなくてはならぬ。それは我等の義務である。從つて我等は今玆に藝妓を醜業婦だと斷ずる理由凡そ拾ケ條を擧げて、其義務を盡したいと思ふ。

それに就き先づ始めに言つておかねばならぬ事がある。それは所謂醜業婦の意味に就てゞある。刑法第一八二條に『淫行の常習なき婦女云々』といふ言がある。即ち淫行の常習ある婦人に對しては國家は其貞潔の保護の義務を負はないのである、つまり玆に所謂醜業婦とは『淫行の常習ある婦女』をいふのであつて、藝妓と醜業婦といふのは、藝妓は多く淫行の常習ある婦人なりといふ事である。

第一、萬人の心證によりて

さて、然らば我等は何故に藝妓を醜業婦と觀察するか、

第一、藝妓が醜業婦であることは、特に何等かの事情あるものでない限り、今日に於ては、何人も彼等の醜業婦たることを信じないものはない。之は即ち千萬人の直覺である。かるた取りの名人曰く『我衣手は露に濡れつゝ』といふ札は、一名之を『秋の田』といふ『衣ほすてふ』といふ札を見ると『春過ぎて』と我等の目には見える。即ち自分達には下の句と上の句は一つである。之は所謂反射作用であらう。斯の如く我々は藝妓を見ると醜業婦だと見え醜業婦と聞くと藝妓を聯想する」云云。然り、今日では藝妓と醜業婦との間に區別はなくなつた。藝妓即醜業婦說は萬人の直覺である。直覺の力は偉大である。探偵が罪人を搜索するのも、裁判官が判定の基礎も、直覺の力に依つ事が多い。ベルグソンの哲學も玆から生れた。こね廻した理屈よりも直覺はより多くの眞理を含むことがある。我々は國民一般の心證によりて藝妓を醜業婦と言ひ得ると思ふ。併し直覺論だけでは不十分だとの謗もあらうから、左に詳しく之を說明したいと思ふ。

第二、其入り來る經路によりて

孔子曰く『其以てする所を視、其由る所を觀、其安する所を察すれば人焉んぞ瘦さん哉。人焉ぞ瘦さん哉。』我等は先づ彼等の爲る所を見る前に、其由つて來る經路を見たいっ即ち

藝妓は何處を辿つて藝妓になるか。彼等は即ち藝娼妓口入所なる門中をくゞつて來る。彼等は決して眞面目な職業紹介所から紹介せられて來るのではない、娼妓の口入を專門に營む口入業者によりて紹介せられるのである。之れ藝妓と娼妓が兄弟分であるからであるまいか。加之警視廳及び各府縣に於ては、藝娼妓口入業取締規則なるものを設けて、通常の女中や、女工や、女子事務員などの紹介業とは引離し、謂はゞ賣淫口入業として取締つてゐる。又彼等自身も甘んじて藝娼妓取締規則を遵奉し又自ら三業組合と稱して、貸座敷と藝妓置屋とは同組合の仲間になつて居る。此事實よりして彼等を娼妓と同類のものと觀ることが出來ると思ふ。

第三、其行つた先きの境遇によりて

第三、藝娼妓口入業者の門より入り來り、而して行つた先きの境遇を見て我々は又彼等を醜業婦なりと觀察するのである「朱に交はれば赤くなる」「鮑魚の肆にある久しうして其の臭を聞かず」である。比較的意志の強い男子でさへ境遇には化せられる。況して、意志薄弱なる婦女子をや。夜も晝も常に淫風吹き荒む廓の中に取り圍まれて居り乍らどうして純潔を維持し能ふか。況んや彼等を待合に招く男子なるものが殆んど凡て之れ餓狼の肉を漁るが如き色魔であつて、少し堅氣な女でもあるとそれこそ二百三高地でも攻める樣な勢で掛つて來る。「弱き者よ汝の名は女なり」其烈しき抵抗に刀つき矢折れてあはれ落花狼藉の浮目を見るに至るは無理ならぬ所ではないか。吾等は此の點からして遺憾乍ら彼等を清淨無垢の婦人と見ることは出來ない。

第四、藝妓生活の如何なるものかを見て

第四、抑も藝妓生活なるものゝ何たるかを見て、我等は彼等を醜業婦と觀察する。

(イ)先づ彼等の常に修業しつゝある事が何であるかを見よ。商人は算盤を稽古し、農人は耕作に勉め。而して藝妓は手練手管の修業を勵む。其眞面目に三味線の稽古をするものすらも、遂にそれ手練手管の一手段として藝を修むるに過ぎぬ。所謂手練手管とは何か、之れ即ち遊治郎を生け捕るの策略ではないか。生捕つて而して何うするか？ 言ずとも分つて居る

(ロ)彼等は又平生何を注意し、何に心を碎きつゝあるかを見よ。即ち其容貌である。其容姿である。而してそれが男子を誘惑せんがためであることは申すまでもない。彼等の實は三味線ではなくて化粧品である。華美な衣裳である。

(ハ)又彼等の平生語る所を聞け、佛者は佛を語り、基督者は基督を語り、詩人は詩を談ず。人は其語により其人格を表示す。而して藝妓の語る處は何か？ 男女の關係以外には出でぬ。嘗て某紳士の曰く「今の藝妓は眞面目で嚴格なお客に對すれば、殆んど之を接待し得る者がない。今日の藝妓は、無用なるのみならず甚だ無能である。以て宗教を談ずる能はず以て哲學を語る能はず、以て政治を論ずる能はず、以て藝術を評する能はず、では何も話は出來ないのかといふと、中々以て、然らず苟しくも猥褻に亘れる談話ならんか、有ゆる天下の男性女性中、何人と雖も彼等に敵し得る者はない」と。「問ふに落ちず、語るに落つ」即ち知る、彼等の語る處の何たるか

によつて、我等は彼等の品性を想像することが出來る。

第五、彼等の道德宗敎を見て

第五我等は又彼等の社會道德を見て其醜業婦たる事を知る

(イ)玆に一人の令孃あり、假に『間違』でも生じたとせよ。而してそれが親の耳にでも達したとせよ、嚴格なる親は火の如く怒り、氣の弱い婦人なれば恥かしさに堪へずして、自殺も仕兼ねない例はいくらもある。然るにそれが藝妓の場合であると全然趣が異なる。彼等に「間違ひ」否『關係筋の男』(彼等の仲間では『間違』など〻はいはぬ)でも出來るとせよ。彼等は其を大喜びとし、名譽とし始めて一人前の者になつた積りで朋輩衆に對しても肩身が廣くなるのである。更に驚くべきことは、親其人までも、其娘の仕出かした「間違」に就て大喜びをすることである。娘も亦「お客樣に可愛がつて戴きますからお蔭で來月からお金も餘計に送れます。お母さん喜んで下さい」と言ひ越し、親は「孝行な娘よ、よく稼いで吳れる。持つべきものは娘なりけり」と喜ぶ。恥べきを恥とせざるは愚か、却つて恥づべき事をば大なる名譽と思ひ、恥べき事のなき時は、それを却つて恥とする。即ち彼等の社會では、純潔こそ却つて恥ぢである、朋友も亦それに同情し「どうして○○さんには、お客がつかないだらう」と悲しんで吳れる。藝妓社會の道德の標準は普通の世界とは全然反對である。

(ロ)又彼等の憂ひとし、悲しみとする處を見よ。天下の志士は不正不義を慨し、道德家は世の罪惡を悲しむ。嘗て、海軍問題の盛んなりし頃は、志操高き海軍軍人はどんなに之を憤慨したか知れぬ、藝妓の仲間に於て、賣淫現行犯を以て檢擧せられし場合ありとせよ、彼等の中に一人でも之を以て『藝術家の神聖を犯すものなり』と憤慨し此不正、不義を憂ひ、悲しむ者あるか。只『あの署長さん、憎らしい』と却つて天下の公義を怨み、恰も盜賊の警官に捕へられて警官を怨み、亦自己の罪惡を悔ふるを知らざるが如し。一人の以て同業者の恥辱とし、藝妓界の面目の爲に其罪惡の掃蕩を志ざすものあるを知らず、而して其の憂ふる所、悲しむ所は只不景氣でお客のない事、言ひ換ふれば罪惡の相手なき事である。

(ハ)又彼等の望み尙び理想する所の何であるかにより明かに其醜業婦たるを知る。

學生は卒業を望み、軍人は勳功を尙び、政治家は事功を樹てんことを欲し、藝妓は玉の輿に憧がる。玉の輿とは何ぞ、之れ自ら作るものにあらず、多くは親泣かせ、若しくは妻子泣かせの道樂者が持つて迎ひに來る處のものである。而してそれが彼等の出世であり、無上の光榮である。

其男の家庭に如何に波瀾洶湧、種々の悲劇慘劇が起き上らうとも、そんな事は彼等の問題とする所でない。自分の爲めの玉の輿、其實其家庭のためには火の車であるがそれには毫も頓着はない。所詮彼等の道德は一般社會のそれと目標を異にする。否全然正反對であるのが多い。

(ニ)又彼等の宗敎を見よ

基督敎の如き、一夫一婦を唱ふるに嚴格なる宗敎には、彼等は一歩も入る事を許されない。恰も眼病の者が太陽を仰ぎ見る能はざるが如し。而して彼等の宗敎は到底紳士淑女の前に於て之を言ふことの出來ない○○の偶像を祭り、之を拜して居る事は、待合又は藝妓屋の内幕を知るもの〻何人も承

知いたして居る處である。又以て彼等の目的を知るに足るであらう。

第六、彼等の前借金及貸借關係を見て

第六、彼等の前借金、主人の貸借關係などを見て我等は彼等を醜業婦と観るものである。

通常給料の前借といふやうなことは一二ケ月分の少額なれば格別数年分数百圓多きは千圓を超ゆる多數の金を貸與するといふ樣な事は賣淫婦に限りて行はれる關係であつて、つまり言ふ迄もなく、藝妓にならうといふ其時、主人の方では客を取らせる積りであり、女の方では客を取るといふ覺悟で以て契約(暗默にもせよ)を取結び金を出すのである、ことは幾百千の事實によりて之を證明することが出來る。藝妓にせよ、娼妓にせよ、表面上の數字の計算に於て返濟の道はなき大金を貸付するのは何故であるか。而かも其金の多寡が一に容貌の美貌(即ち客を釣る器)の程度に比例するものである事を知る時に、我等は彼等を以て普通の職業婦と見る事はどうしても出來ぬ。

第七、彼等の生活費を調査して

第七、我等は彼等の生活費を明細に調査して其醜業婦たる事を断せざるを得ぬ。大阪の府會議員金光萬録氏が本誌に寄せて調査を發表したる處によると、彼等の一ケ月の收支計算はザット次の如きものである。

收入	(線香千本)	八〇圓
支出	席主へ差引かるゝ線香代の半額	四〇圓
	借金月賦(五百圓三年として)	一四圓
	同利子　(二割)	一圓
	税金	三圓
	食費(席主へ)	七圓
	被服費	三圓
	吉弔費	三圓
	積立金	二圓
	下駄其他	二圓
	髪	二圓
	師匠	五圓五〇錢
	風呂及び石鹸	一圓
	化粧品紙類	三圓
	おつかひ物(年二回百圓平均)	一〇圓
	晴衣指輪傘等(平均)	五圓
計		九七圓五〇錢
差引不足		一七圓五〇錢

此外親にも送らねばならず芝居も見ねばならず、間食もするどう安く積つても一ケ月三十圓位の不足を生ずる。して見ると此不足は如何にして補はれるか、自明の理である。たとへ彼等の内心「客を取る」事が嫌ひであらうとも所謂「貞操か生命か。」貞操を賣ることなしに、生活の道はないではないか。

女の方ではお客を取る覺悟で以て、契約を取結び金を出したのであることは、幾多の事實によりて之を證明することが出來るのである。

第八、國家が醜業婦と認定して居る

第八、國家が彼等を醜業婦と認定して居るが故に、我等も亦然か信ずるものである。

(イ)東京に於てこそ、本年の二月頃一寸問題になりかゝつた儘お流れになつたやうであるが、藝妓の梅毒といふものは、近年各地に於て行はれてゐる事實である。凡そ女の恥辱といふてこれ程恥辱なるものはない筈であるのに、藝妓が檢梅を受けてゐるといふ事は、その醜業婦たる事を自認したものであり、當局者が檢梅を行ふといふ事は彼等の醜業婦たる事を社會に向つて宣言したものでなくてはならぬ。

(ロ)更に彼等は高率の税を課せられてゐる。これ彼等が單純なる遊藝人でない。又一面の證據である。

(ハ)更に裁判所に於て明に藝妓に對して醜業婦なる語を用ひてゐる事はいくらも例がある。

第九、彼等に求め近く『御客』を見て

第九、又彼等に求め近づく所謂「お客」なるものの性質を見て、我々は彼等を醜業婦なりと觀察せざるを得ぬ。踊が見たければ踊の師匠があり、三味線が聞きたければ三味線の師匠がある。察貌年齢の如きは問はずもがなの筈である。然るにもかゝはらず美貌妙齢の婦人のみが賣れる處を見ても、敵は本能寺にある事が分る。實際の處舞踊も音樂もお客にとりては第二義である。第一義は性欲滿足にある事は世間公知の事實でないか。所謂藝妓買なるものは即ちそれだ。猫に鰹節といふ。それだけでも危いに、之は亦鰹節の方にまで足があつて進み寄るのである。技師が測量をして兩方からトンネルを掘る。中頃でピタリと鶴嘴の先きが觸れるのは當然の事だ。積極電氣と消極電氣と相合して火之發しない道理はない。我等は彼等の所謂お客なるものを見る每に、彼等を賣淫婦なりと斷せぬ譯には行かぬ。



翡翠の來らずなりぬ秋の水

第十、藝妓自身の告白によりて

第十、藝妓自身の告白によりて其醜業婦たることを知るべしである。即ち廓淸會なり救世軍なりにかけ込んで來た者、手紙を送つて助を求むる者、病氣で廢業を望む者は、三味線が彈けなくなつて藝妓をやめたいといふのではない、大抵客が取れぬとか、無理に取らされるとかである。彼等は其是迄醜業を營んで來た事を告白し、且藝妹の生活が皆同樣に賣淫生活であることを自白するのである。

嗚呼諸君、以上擧げ來りし十ケ條の理由即ち

第一、之は萬人の心證であることによりても
第二、彼等がどうして藝妓になるかを見ても
第三、其又行つた先きの風習境遇を見ても
第四、所謂藝妓生活なるものゝ實際を見ても
第五、彼等の道德宗教の標準より見ても
第六、其前借金及び主人との貸借關係を見ても
第七、其生活費を調査して見ても
第八、國家が認定する所によりて
第九、彼等に近づく「お客」なるものゝ性質によりて
第十、藝妓自身の告白によりても

最早十分に彼等の醜業婦たる事を證明し得て余りある事と思ふ。否右に擧げたるケ條の中其僅かに一ケ條にても我等の斷案の無謀なるものはない、理路井然たる結論であることを承認する人が多いであらうと信ずる。是に於いてか我等は藝妓を以て醜業婦なりと言明する所以である。

警察官の怠慢

一體藝妓が今日彼の如く大道を濶歩して居る所以のものは彼等に罪なきが故にあらず風紀警察怠慢の結果である。若し警察官が法律規則通りに活動するならば直ちに彼等が醜業婦たる事は目前に證明せらるゝであらう。所謂警八風の結果に見よ。一夜警察官が彼等を襲ふて、一度でも獲物のなかつた事があるか。即ち知る、彼等が警察に引致されて拘留に處せられ、國家の犯罪人とならないのは醜業婦でないからではない。全く警察官の怠慢のためである。

誰か皇室の尊嚴を犯さんとする者ぞ

而して既に彼等が醜業婦たる事實明白になりし以上、斯かる不淨不潔なる者を神聖にして嚴肅なる奉祝會に引き出すが如きは實に之れ不心得の甚だしきものであり、且決して皇室を尊崇する所以でないのみか却つて、皇室及び、御大典の尊嚴を瀆す處の罪惡であると斷定する事が出來る。斯くの如く藝妓は醜業婦であるが、然も彼等の害惡は之れに止まらない。此外尙許す可らざる罪惡が三つある。

藝妓は風教を害するの罪大也

第一は以上の如く醜業婦であることによりて多くの男子を過つて墮落せしめ、家庭の平和を破壞し社會の風俗を壞亂し其醜行によりて流す所の害毒は誠に計るべからざる程に大なるものがある。

藝妓は素朴堅實の風を破壞す

第二は彼等の華美にして奢侈なる風俗が善良なる風俗を害するの罪である。

我等は度々地方を巡回する毎に醇朴なりし風俗が近來著しく華美になつて來て居るのを見るのである。故老に尋ぬると田舍の風俗は皆藝妓によりて破壞される。藝妓退治をなすにあらずんば、地方の純朴なる風を維持する事は出來ないと嘆息いたして居た。

要するに去華就實、質素堅實の風習は彼等によりて破壞せらるゝのである。

奥田東京市長は曰はく「畏くも先帝陛下は國家の危急の際に、幼若の御身を以て帝位に上らせ給ひ、明治の隆運に向はせられたるも、終始御質素を旨として過させ給ひました今上陛下も亦先陛の御遺志を繼がせ給ふて、皇位を繼承させせ給ふ事なれば、東京市民は勿論、全國民は奉祝の誠意を致すに當つて、苟も華美に亙るやうな事や、御盛典を利用して、矯面白からぬ催しなどのなき樣注意する樣にと申したので、風會の決議は申すまでもなく贊成であります」云々。

質素勤儉は先帝の御思召である。今上陛下又いふ迄もなく其御志を繼がせ玉ふに相違はない。果して然らば輕佻浮華奢侈淫靡の藝妓をして、御大典に跋扈せしむるは決して先帝又は今上陛下の大御心ではないのである。

藝妓は先帝の詔を蹂躙す

第三、彼等は常に戊申詔書と逆行して居る不忠者といつても過言ではない。詔書に曰く『華を去り實に就き荒怠相誡め自彊止まざるべし』と忠良なる國民は須らく此御精神を以て精神とせねばならぬ。藝妓は果して此精神を存するものであらうか。又其實行に努めて居るであらうか。此間も長野縣松本市の一青年兒島三郎と申す者、職業にも勉強し、父母にも孝行で兄弟とも仲よく、青年團より模範青年と謂はれた程であつたものが、ある藝妓に關係したのが本で、身受の金に困り、財物を強盜する目的を以て殺人罪を犯し捕はれて此頃遂に死刑に處せられたが獄中でも能く獄則を守り、死刑の際は獄吏も泣いて同情を寄せたといふ。死刑囚のために獄吏が涙を絞つたといふやうな事は實に稀有の事だといふ。以て此青年の氣質、心立を知るべし。然るにそんな善良なる性質を以てして尚且死刑に處せられねばならぬ程の罪を、誰のために犯したのであるか、藝妓の魔力實に恐るべしである。

勤儉忠實業に服するの青年をして、不忠實ならしむるのみならず、之を驅りて人生の大犯罪者ならしむるにも至るは藝娼妓のためである。先帝が國民に勤儉產を治めよと仰せられしに對し勤儉產を治めざるのみか、不勤儉にして、却つて產を破る者こそ多いのは藝娼妓のためである。「惟れ信惟れ義」とは仰せられても、彼等は常に不信不義を之れ事として居るではないか。其他「醇厚の俗」を破る者、藝娼妓であり、「華を去り實に就き」にはあらで、「實を去り華に就き」「荒怠相誡めざるは勿論可成荒怠者放蕩者、墮落者の製造に之れつとめて居る。斯の如く數へ來れば、彼等は一から十迄、戊申詔書の御趣旨には常に逆行して行つて居るものであつて、實に詔書を蹂躙するものであると謂はねばならぬ。故を以て小林博士は常に藝妓を以て經濟界の攪亂者となし、平沼教授は常に藝妓亡國論を唱へらるゝは實に尤もである。

國民の名譽のために

論じて茲に至り前に述べた。「藝妓も亦國民の一部なり」といふ事を思ひ出す。我等は此不潔不淨、非社會的、非國民不忠不義の輩を以て國民の一部なりとせねばならぬであらうか

我等は寧ろ善良なる國民の名譽のために、彼等より「國民の一部てふ權利を奪ひ度い心地がする。

要するに彼等にして若し眞に誠心誠意此尊嚴なる御大典を祝し奉らんとの善き志があるならば、彼等は其何をなすべきかを考ふるよりも何をなさざるべからざるかを考ふるが先決問題である。即ち先づ其不潔不淨非社會的非國民的の稼業を廢業せよ。それが即ち何をなすよりも誠意なる奉祝の方法であり且　陛下の大御心にも叶ふ忠良なる臣民の道である。

懺悔改悛の好時機

思ふに今日は悔改には絶好の機會である、今日程の機會は又とないのである。

我等は衷心より彼等に廢業悔改めを警告する。

併し若しも之れ程言つても不幸にして今俄に其職業を抛つ事が出來ず、懺悔改悛の實を擧げる事が出來ないならば彼等は成可謹愼して、而して竊かに而して靜かに誠意を披瀝して祝意を表すべきである。決して奉祝を名として、お祭り騷ぎをなし、己が商賈の廣告手段などに御大典を利用してはならぬ。

當局者の注意

當局者も又藝妓取締規則執行心得の第五條を活用し、「藝妓たる事を表示し道路を徘徊」さしてはならぬし、第五條に明記せる如くに「公會の席に出て演藝」などをやらしてはならぬ。今は警察官も其眠りより覺むべきの秋である。平生ですら此通りに明文が出來てゐるので、況して莊嚴神聖なる最大式典に、醜業婦輩の跋扈を假りにも許すが如き事あらば、實に　陛下に對して不敬極まる不臣の罪重しとせねばならぬ。

外國の來賓に對しても

それのみならず外國の來賓もある。實に此上もなき外國人に對する恥ち晒しである。國民の面汚しである爲政者は過まつても彼等の跋扈を差許しておいてはならぬ。

清淨無垢純潔の御準備を思へ

つら〳〵今日までの御卽位式御準備の御模樣を拜するに、大禮使に於ても極力不淨不潔を忌み、清淨無垢神聖嚴肅ならんことをつとめらるゝ有樣を見ても、我等は敬虔の念を生せずには居られぬ。悠紀主基の兩齋田に就て見てもさうだ。悠紀主基といふ語それ自身が不淨を忌み又は謹しむの意であるといふ。『四方を淸めて注連張る中の田植衣の晴姿』これが兩齋田、田植の早乙女の歌である。其早乙女も卽ち早乙女で純潔な處女を撰ばれた。米の出來の如きは天候と土地にあつて、其之を植えたる者が何人であるかは何の關係もなささうであるが飽迄も不淨を忌み純潔を旨とせさせ給ふ所から、田植女までが純潔な處女でなくてはならぬ事になつて居る。其他舞樂殿に舞ふ者も純潔な處女である。之等の事實先例によりて察しても、奉祝會てふ性質が賣淫婦などの出る場合でない事は了解されるではないか。（完）

救世軍を代表して二大決議案に裏書す

救世軍書記長官
廓清會評議員　山室軍平

未曾有の御大典を祝賀するに當り、婦人矯風會の二大決議の實行を期待することは、最も適當の事であると思ふ。

第一、藝妓も國民であるから、彼等が御大典を祝ふてならぬ筈はない。併しながら之を公けの祝賀會に招聘するといふのは不都合である。御即位式の祝會は嚴肅なるを要する。これは下品な、惡い洒落をして、嬉ぶべき性質の場合でない。而して藝妓といふ事實上の醜業婦、散娼を、さる公けの席に聘するなどゝいふことは、さういふ眞面目な、嚴肅な國民的の大典にふさはしからぬことである。

第二、向ふ六ケ年を期して公娼全廢を行ふといふことも、亦至極適當なる主張であると信ずる。一體公娼を廢すれば、後がどうなるかと案ずる向きも尠くない樣だが、此れは決して心配に及ばぬことである、私の信ずる所によれば、公娼全廢の善後策に二つあつて。一つは立入つて根本的に其の解決をなすことで、今一つは唯何んのことはない、今の公娼を全廢することである。根本的の解決といふのは、

(一)政府側としては公娼を全廢すると同時に、女子職業紹介の道を講じ、密賣淫婦を嚴重に取締り、其の媒合者を極端迄嚴罰し、無料花柳病院を設立し、花柳病患者を他の傳染病患者同樣一々届出させて其の治療を督勵し、

(二)人民の側よりしては、男子貞潔獎勵會を盛んにし、婦人救濟事業を進め「旅客の友」女生寄宿舍を經營し、清新なる娯樂機關を調へ、適當なる秩序の下に男女交際の道を開き、又「夜半傳道」の如き方法を講じて、世の遊蕩漢を感化するなどの事を要する。

(三)更に進んで貞潔思想に關する教育を普及し、女子に職業教育を與へ、殊に「人を罪より救ふ」宗教を世に廣むることが肝要である。

併しながら此の如きは、一朝にして之を實行するに難いといふならば宜しく何はせずとも、唯今の公娼制度を全廢すべきである。唯兎も角も之を全廢することは、それ丈でも今の社會狀態よりは大なる進步である。然らば唯公娼を全廢した結果がどうなるかとならば、それは先づ群馬縣に於ける廢娼の經驗を全國に及ぼす樣なことになるであらう。群馬縣が全國公娼府縣の間に介立し、其影響を受けて、殆んど酌婦を娼妓の代用にせんとする趣があるにも拘らず、尙他府縣に較べては、賣淫婦の數に於ても、花柳病者の數に於ても、遙かに少ないのは愉快なる事實である。而して日本全國の公娼を唯全廢するといふ丈なら、いつでも出來ることであるから、私共は日本政府の當局者が、せめてそれ位の事は速に斷

行せられんことを切望に堪へぬものである。
之を向ふ六年間といふのは、娼妓の契約年限は通常六年であるから、今から新に娼妓となるものを許さぬことにし、其の既に娼妓になつて居る者は、向ふ六年間に絶滅させやうといふ見込なるべく。極めて穏當なる主張である。
私は日本の救世軍人を代表して、喜んで此の二大決議に裏書きをするものである。

低い人に高い理想を

貴族院議員
廓清會評議員　江原素六

大變結構な事です。贊成した人の名前を雜誌に出して下さい。演說會もやつて下さい。日本人には惡い事といふ事が充分に分つてゐないのですからね。
　西洋に於ては高い人は低い家に棲み、低い人が高い家に住む、日本では高い人が高い家に棲み低い人が低い家に住んでゐる、併し之れは文明が進んでゐないからで、土地に餘裕があるからの事であるが、此問題も低い人に高い理想を教へ、高い人に低い現實を教へて、西洋の家の樣に、高い人が低い人の生活に同情して驕ぶらず、低い人が高い志を懷くやうにしたいものである。

永遠の勝利

慶應大學教授　向軍治

日本人といふ者は困つた國民ですね、何かといふと醜業婦が飛出す、橋一つ開くにも藝妓が妙な職人風の姿などをして通らなければ開通式が行はれないのですからね。
　一體日本人には御大典の嚴肅な意味が分つてゐないでせうよ、若し少しでも分りさへするなら、まさか醜業婦を呼んだりする事は出來なからうし、藝妓自身も畏れ多くてお祭り騷ぎなどやれた義理のものぢやないですものね。
　まあこんな分らない連中ばかりの事ですから、骨が折れるけれども、確乎やつて下さい。時勢は少しづゝは進みますよ此頃の樣子ぢやうまく行けさうぢやありませんか、これが成功するとなると、それは今度だけの勝利ではなく、永遠の勝利ですよ、働き甲斐があるといふものです。

醜業を勦絶し醜業婦を救ひたい

廓清會評議員　高島米峰

一顧の價値もない事柄で、問題にするに足らない問題でも、これを問題として騷ぎ立てれば、遂に非を遂げることが出來て、それが形になつて顯はれて來るにも拘らず、立派な問題、否寧ろ、自明の問題であつて、問題とするに及ばない事柄が一向、問題にならずに、埋沒されて仕舞ふといふのが、御當世であるとするならば、そんな御當世は、有り難くもなく、又、芽出度もない。

夫の、乃木伯爵家再興といふやうなことは、故乃木大將の遺志にも背き、乃木大將を尊敬して居る大多數の人々の、希望して居るところでもなく、曾ては、全く以て、問題にするにも足らない事柄であつた。しかし、それが、今では、立派な問題、その問題をも通り越して、既に、立派な事實となつてしまつたではないか。ツイ先頃は、一度死んだ大隈內閣が聖旨によつて復活し、今又、聖旨によつて、乃木伯爵家は再興した。聖恩屢〻枯骨に及ぶを見て、昭代に生れ合せた吾等國民の幸慶を、祝福せざるを得ない。

千載一遇の御大典に際し、公會の席に、醜業婦を侍せしむべからずと言ひ、風俗を紊亂する行爲を、嚴重に取締るべしといふが如きは、即ちこれ、自明の事柄であつて、今更らしく問題とするにも及ばない問題である。しかも、これを問題として、天下に呼號しなければならぬといふさへ遺憾千萬なのに、天下に呼號しても、尙、事實になつて、顯はれて來ないといふやうなことがあつては、これ枯骨にまで及んだ聖恩が、却つて、生きた國民の上に、光被し來らざるものと解すべきであつて、吾等國民は、輔弼の臣の、責任を問はざるを得ないではないか。

御大典の公會に、醜業婦を侍せしめざれといふのは、御大典の名の下に行はるゝ、公會の淸淨を汚すを恐るゝといふことも、その理由の一つであるが、又、彼等醜業婦をして、これを助緣に、醜業を廢し、これによつて、正しき國民の一人たらんとするの志を、發さしめやうといふのも、亦その理由の一つであらねばならぬ。

或は曰はく、醜業婦と雖も、亦國民の一員である。何を以て、獨りこれを、御大典から疎外しやうとするのであるかと。その論法を用ゐることが正當ならば、泥棒も亦國民の一員なるが故に、御大典から、疎外することが出來ないといふことではないか。成程、彼も國民である、此も國民である。大米龍雲の如きも、小石川の七人殺しの如きも、共に國民に相違ない。しかし、國民であるといふことのために、國家の風敎を破壞することを、寬恕することが出來るであらうか。罪を憎んで人を憎まず。然り、吾等は、彼等醜業婦を憎むのではない。これを憐むのである。醜業婦を亡ばさうといふのではない。醜業婦を救つて、醜業を勦絶しやうといふのである。

（大正四年九月十六日）

時機到來

元前橋市會議長
廓清會群馬支部長 德江亥之助

私は此の七月中能登の和倉温泉に旅行して數日間同地に滯在した。或時旅館の女中に向つて僕の縣には女郎屋といふものは一軒もないと話したら、彼は非常に驚いて私が何んと云つても之れを信じなかつた。尤も此の土地は百二十戸計りの處に十五六軒の温泉宿があり、夫れに藝妓が二十六七人も居つて。客の招きさへあれば何時でも宿屋へ泊り込みに往くといふ場所柄であるから、彼が私の言ふことを信せぬのも無理はない。一體日本中で女郎屋の一軒もない縣は何處かと問ふたとき、是れに即答の出來るものが全國で幾人あるであらうか、此の附近は格別として恐らく彼と同樣の考へを以て即答の出來ぬものが未だ全國に澤山あることゝ思はる。特に上流社會や知識階級の人々迄が平然として、是等の問題に無頓着で、無意識で、無恥無能なるには驚嘆せざるを得ない。

惡風汚俗の惰性惰力といふものは眞に懼るべきものである我國が是れ程迄に進歩し發展し、政治法律は勿論のこと軍事に教育に衛生に將た殖産興業に、有ると所有る方面が斯くも八釜しく研究され論議さるゝにも拘らず、人身を傷け人格を無にし、併せて社會の風俗を壞る公娼といふ舊時代の遺物たる最惡の制度が、今尚は我が日本國に存在し居るとは實に不可思議千萬と云はざるを得ない。畢竟するに我が國民が惡風汚俗に囚はれ固陋舊慣の惰弊に眠り、飜瀾たる道義的意識に缺如し居るが爲めなりと信ずるのである。

是に於て私共同志が本會の目的に向つて奮勵努力すべきは言ふ迄もないが、私共は先づ此の機會に於て當路者諸公の果斷決行を望まざるを得ず。政治政策は世人の思ふ如く決して單純のものではない。左れど此の最惡な制度を廢止すべき時機は既に到來せりと信ずるのである。早や猶豫すべき時ではない、躊躇すべき時ではない。私は此頃の讀賣新聞で矢島先生が一木内務大臣を訪問した記事を一見して實は失望した。爲政者が餘りに臆病で心配が過ぎると思ふのである。昔し水野越前守が如何なる方法を以て矯風を上から強ひたか知らざれども、現時の我が社會に之を斷行して決して失敗することはないと確信するのである。若し諸公にして此位の勇氣と決心がないならば之れ實に我國の不幸と云はざるを得ない、好し失敗するも是れ一時の失敗にして永遠の成效であり勝利である。維新當初の先輩を見ずや如何に改廢に改廢を加へ、如何に革新に革新を爲し、弊を矯め陋を正し、社會國家の爲め惡戰苦鬪したる其の勇氣と決心とは、吾等の賞讃せざらんとするも夫れ豈に得べけんやである。

私共は是非とも本年の御大典を好機とし當路者諸公が斷乎として公娼制度全廢の施設あらんことを希望して已まざるのである。

廢娼に就ての杞憂

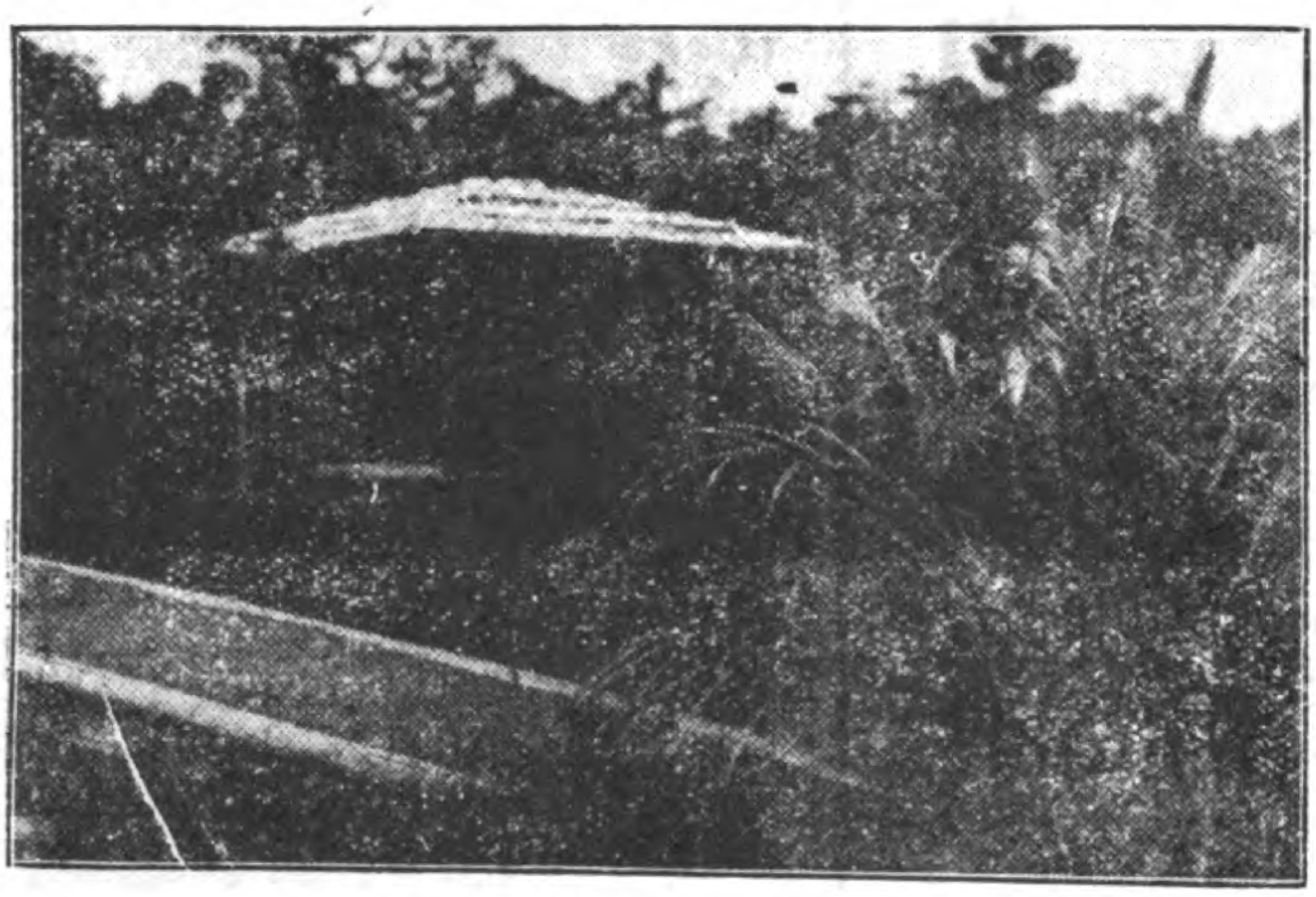
基督教同盟會長神學博士　小崎弘道

今回矯風會が、公會の席上に藝妓を侍せしめざる事及び、六年間に公娼を全廢する事の決議をなし、運動しつゝあるのは、豫て廓清會の主張する處であるから、勿論我々の喜び賛助する處である。

然るに此二問題に就き廓清會が紳士の意見を糺したのを見ると、第一項の方は殆んど一人の不同意者なきが如くであるが、公娼全廢の事に就ては、多數は賛成のやうであるけれども、中には之に不同意を唱へ同じ賛成をするにも其方法の如何によつて賛成するといふ事を答へてゐる人が多い。

而して公娼全廢に就て躊躇する人々は第一は公娼を廢すれば私娼の跋扈せん事を恐れ、次には花柳病の猖獗を憂へてゐる。此問題に就て杞憂を懷くは當然であるが、全廢すべき理由は他に大なるものがある。

公娼の一日も存すべからざる理由は、第一之が道徳上に於ける惡影響を及ぼす事の甚大なる點にある。淫賣なるものを公許するといふ事は、恰も窃盗或は殺人を公許すると同じく其道徳上に及ぼす影響は社會上、教育上計り知るべからざるものがある。今日は風俗殊に男女間の道徳が紊亂を極めてゐるが畢竟之れは姦淫なるものが罪惡たる事を承認せざるが故である。而して其然る理由は實に淫賣を公許する處にある。



書に見ゆる長者が跡や草の月

公娼を是認する人は淫賣なるものは到底制止すべからざるものなるが故に止むを得ず公許するといふけれども、之は以ての外の心得違にて、世の中は窃盗若くは詐欺の如き者は殆ど制し切れぬ程多くある、窃盗や詐欺罪人の如きものが人間社會に制し切れぬといふて制限を設けて公許すといふが如き事を唱へるものあらば、何人も之を以て狂人の言として耳を傾くる者があらうや然るに之と同樣なる姦淫、淫賣の一事に於ては之を何とも思はず、其の人間の性慾の盛んにして到底制止し切れぬ故公許すといふのは、少しも他の犯罪を公許すといふと異る處はない。道徳上の影響の恐るべき事は吾人の豫想以外で、我國に於て公娼を廢せられざる以上、一夫一婦も社

會改良も風俗の改良も到底豫期せられぬ。
第二に一日も早く廢すべき理由は公娼なるものは一種の奴隷制度なるが故である。今日の公娼は貸座敷といふ名儀を以て女子自らが淫賣の營業をなすが如き形式になつてゐるけれども、其實娼妓なるものは樓主に其身を金錢を以て賣買さるゝものであつて、而も金錢を返さぬ間は樓主の命令に絶對に服從せねばならぬ奴隷制度たるはいふ迄もない。不幸にして國民の間に權利思想が甚だ幼稚で殊に女子に於て一層薄弱なるが故に我同胞の一部が斯かる待遇を受けてゐるのを見て、何等の感想を抱く者少きが、之は今日の公娼制度の實際を知らざるの致す處で、此醜惡なる奴隷制度は文明の今日一日も存すべからざるものである。
尙衞生上花柳病の傳播を防ぐに必要なりとなすものあれど、之は諸外國の例を見ても其效力のなき事は明で、獨逸の醫學者も英米に於ける醫學者も一同檢黴の無效なるを主張してゐるのである。花柳病の傳播は寧ろ公娼の方にあつて却つて花柳病を助成するの風あるは我國の例によつても知る事が出來る、其點に就ては醫學上統計上幾多の確實なる事實があつて公娼說の根據なきを示すものであるが、今茲に掲ぐる事は出來ないが、もし此問題を研究せんとするものがあるからそれによつて研究が望みたい。
併し乍ら假りに一歩を讓ツて檢梅が有效であるとしても、それは我々の公娼問題とは關係はない。檢梅は私娼としても充分嚴重に行ふ事が出來るのである、各地で藝妓の檢梅をやつてゐるのは即ちそれで、群馬の酌婦東京の淺草皆行はれてゐる。要するに公娼の廢止と衞生の監視とは引離して別個に考ふべき問題なので、混淆さるべきものでない。されば衞生上の心配の如き、全く必要なく解決する事が出來る。

絶好の記念事業

同志社大學長
廓淸會京都支部長　原田助

予は大正の御代の劈頭を飾るべき記念事業として、公娼制度の禁止ほど適當なるものはなからうと考ふるのである、此盛世の汚點たる人身賣買の臭制度を斷絶し、我が五萬の姉妹に自由を與へ、依て以て社會を廓淸し、且つ風敎を振起するの機會となすことが出來たならば、百世の後に至る迄盛代の光輝を讃仰するであらう。亦以て國家の光榮として聊か世界に誇るに足らんと信ずるのである。

御大典記念事業解説

大阪婦人矯風會長
廓清會大阪支部委員　林　歌子

△森嚴なる御大典

婦人矯風會決議文の其の一は「御大典奉祝のため催さるゝ公開の席上に、賤業婦を侍せしめざるは勿論、其の他凡て風俗を紊亂する行動は、嚴重に之れを取締られん事を、其の筋に請願する事」と云ふのでありました。其の趣意は、藝妓を全廢せよといふのではありません。御大典奉祝の公開の席上に、賤業婦を侍せしめざる樣にとの事であります。申す迄もなく、前古未曾有の御盛典で、列國環視の其の中に擧行あらせらるゝいとも森嚴なる御式でありますれば、國民をして一層敬神愛國敬虔の念に進ましめ、大正國民たるの自覺を増進せしめ、且つ私共の後繼者たる兒童にも、後年忘れ難き好印象を與ふべき實地教育の大切なる好機でありますから、奉祝のために催さるゝ凡ての公會の席も亦極めて嚴なるべき事と存じます。

もしも然らずして。此の大切なる國家の御大典を辨へず、腕によりかけて、一攫千金を夢み、外國貴賓の前をも憚らず、彼の「吉原花魁道中」の如き醜行を演ずるが如き事これありては、取かへしのつかざる千歳の遺憾と存じまして、其の取締を嚴重にせられん事を此の際其の筋に請願致さんと決議致しました次第であります。殊に今回の御大典に　天皇陛下と相並んで皇后陛下の御高座を備へさせ給ふ有り難き聖旨は、日本婦人の自覺と責任を感ずるの念を深からしめ給ふ聖恩の深き、實に感謝に溢るゝ次第であります。

△賤業婦とは藝妓なり

決議文の賤業婦とは何かと申せば、藝妓の事であります。藝妓が果して唯「杯盤の間を斡旋し、又絃歌舞踏して酒興を助くるを業とする女」でありませうか。市中目貫きの場所に住居し、外出の自由を有し、何れの場所にも出入する事が出來ます。藝妓全盛時代とも申すべき裏面は、早稲田大學教授平沼氏の「藝妓亡國論」の言を借りて云はゞ、「藝妓の跋扈は害蟲の如く健全なる分子を滅殺し、以て國家衰亡の端を開く」と。げに幾多の青年は藝妓の爲に身を誤り、幾多の紳士は藝妓の爲に産を破り、業を失ひ、破壊されたる寂しき家庭に、人知れぬ暗涙にくるゝ妻たり、母たる婦人の多き事よ。これ藝妓の罪にあらずして、男子の伴侶たる婦人が自覺の足らざると、男子の敬愛を受くるに足るべき品性の修養につとめず、殊に交際場裏に立ち廻る技量の乏しきに乗ずる男子の専横と、社會の缺陥を表示するものであります。何卒社會の制裁を嚴重にし輿論を潔め、一夫一婦の大道を明らかにし、暖き家庭と、眞の紳士淑女を作らんことは、妻たり、母たる私共の

日夜の祈禱であります。藝妓の狀態が如何なるものであるかは、爰に私の申す迄もなく、萬人の知悉する所であります。

△可憐なる奴隷

決議文の第二は「精神的記念運動として、今後六年を期して、公娼を全廢する事であります。

明治四十四年四月九日吉原全燒を記念として生れ出でたる雜誌「廓淸」により、諸先輩專門家の學理的硏究、及び人道、風敎、敎育、衞生等の實地的硏究により て敎へられて、私共の信念は益々固く、一點の疑ひもなく、怖れもなく斷然立ちて公娼全廢を絕叫致します。其の理由を順を追ふて簡單に申述べて見ますれば、明治五年十月太政官布告を以て人身賣買を禁ぜられ、明治三十三年十月自由廢業は法律によりて許されたるも、無智なる娼妓は之れを知らず、昔ながらの人身賣買は行はれ、全國五萬の公娼は猿轡を嵌められ、前借金と云ふ粗繩を以て其の兩手を縛ばられ、男子の獸慾に侮辱さるゝ一種の奴隷が、檻の中に監禁されて、貞操賣買といふ一種の營業を全國四千餘人の貸座敷業者に公許され、吉原張見世の如きは、實に動物園の如く、可憐なる私共●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の姉妹を、男子不品行公許の犧牲に供して居ります。斯る非道が大正の御世にあるべき事かと、坐ろ淚にくゝるのでありま す。外國婦人が名所見物の積りにて、時々吉原に導かれ、此の實況を見て、身を慄はして泣くと云ふことであります。

△敎育の破壞者

我が大阪市の如き、市中の各處に散在する遊廓は、大厦高樓、軒を並らべて居ります。地中に深く埋沒して置くべき下水を街上に噴水汎濫せしめ、惡臭紛々たる黴菌を公然撒き散らす如き惡制度を公許し、大切なる兒童、或は誘惑に陷り易き靑年の、目より耳より不知不識の間に、淫靡の風を浸染させて居る、其の結果を思ふ時は、實に身の毛のよだつ樣なる心地が致します。加藤弘之博士も、女子敎育と公娼とは大なる矛盾であると痛論され、今日の如く公娼を置きて、一方女子に貞操の生命なるを敎ふるは、何の役にも立たぬことであると、手强き警告を敎育家に與へられて居ります。

子女の敎育に熱中する父母、また社會改良、慈善救濟等に心を寄せらるゝ人等が、敎育の根抵を破壞し靑年男女を誘惑に導く其の本源に注目されて、枝葉を刈るよりも、其の根本に斧を置かれんことを切に望みます。

△公娼と衞生

公娼廢止に反對の說を稱ふる人は、萬口皆等しく、公娼は避病院の如く、檢黴によりて恥づべき病氣の蔓延を防ぐと申すのでありますが、京都大學敎授松浦醫學博士は、公娼制度を一瓶の昇汞水を以て、太平洋を消毒せんとするが如しとて、檢黴の無效を說かれて居ります。又一昨年頃の大阪每日新聞にも、恥づべき病氣傳染は、公娼其の大部分を占むる詳しき表を見たことがあります。その明白なる證明としては、廢娼を實行せる縣は、恥づべき花柳病の少きを以ても知ることが出來ます。左に明治四十四年壯丁一千人につき調査したる陸軍徵兵檢査表を揭げます。

全國唯一の廢娼縣　**群馬縣十五人二分五厘**

殆んど廢娼に近き　**神奈川縣十五人九分七厘**

關西に於て殆んど廢娼に近き　**和歌山縣十八人一分二厘**

京都府三十三人八分八厘　**東京府三十七人三分五厘**

大阪府三十七人九分五厘　**德島縣四十七人四分二厘**

高知縣四十九人二分一厘　愛媛縣六十三人三分六厘

全國の中四國は最も花柳病が多いのであります。群馬縣は滿二十二年前に公娼廢止を斷行致しましたが、其の結果は風敎、敎育に、多大の效果を擧げ、其の他公娼の少き縣が、恥づべき病氣少く衞生上にも良好なる結果があるのを見ますのは、公娼が無つたならば恥づべき病氣が社會に瀰蔓するといふ說は、全く何等の根據なき謬說にて、却つて公娼の設けなき地方が恥づべき病**氣も少いのを證明するものであります。**

△公娼と私娼の關係

公娼を廢止する時は、私娼自ら跋扈して、爲めに良家の子女も安き心はあらざるべしとは、一般の杞憂でありますが、事實は之れに正反對にて、上州伊香保の如きは、十一軒の貸座敷を率先して廢止しましたが、之れに代る私娼も別段に起らず、溫泉場として繁榮を來して居ります。之れに反して紀州新宮の如きは、公娼を置いて、却つて私娼を增加し、夜間戶を閉づることなかりし新宮の、風俗頽廢して、番頭も小僧も良家の息子も、放蕩者となり、今更ら非常に困難して居るとは、和歌山縣廳にて親しく伺ひました。公娼のある處に私娼の跋扈するのは、丁度吉原の近傍、千束町に於ける樣なものと存じます。

△多年の悪習慣より醒めよ

私共の主張は、法律を以て公娼を廢し、天下晴れての賣淫營業を絕滅し、賣淫を以て罪惡と見做す迄に、社會の制裁を嚴かになし、人心をひきしめたいと願ふのであります。私娼の絕えざる事は、世に盜賊の絕えざる如く、公娼に幾倍の私娼はいつもある事ながら、公娼を廢止せば「唇亡びて齒寒き」習ひにて、自然に私娼の跋扈も衰え、風敎を進むる事が出來ると信じます。

戰爭の場合とは申しながら、露國は斷然全國に禁酒令を布き、英國皇室また禁酒の範を垂れ給ひ、米國は數十萬の矯風會員が結束して立ち、禁酒法案の旗をふりかざして、根氣よく米國全土を酒の毒手より救ひ出さんと奮鬪し、今や十八州は全く禁酒州となり、今より六年後、一千九百二十年を期して、全米國を禁酒國となさんと意氣込んで居ります。私共の六年を期したるは、貸座敷業者が娼妓に前借金を取引致しますに、其の契約は大抵六年といふ事に定まりて居りますので今より着手すれば六年後には全然廢止することが出來ると思ふからであります。

此の公娼問題は、唯多年の習慣が、日本國民の心を痲痺せしめ、延いて海外醜業婦の出稼ぎとなり、國辱を招き、國交を害する樣になるのも、畢竟國内に大びらなる公娼制度の公認さるゝ爲で、所謂源濁りて末清からぬ處より起れる事であります。切に願はくば萬古未聞の盛世に際し、私共の主張に御一考を與へられんことを、天下の志士仁人に對して所望する次第であります。

貞操か生命か

三輪田女學校長
廓清會評議員　三輪田元道

今回の趣意は私も勿論賛成であるが私は一體から云ふ問題は男子の方面よりも女子の方面より大いに活動して貰ひたいのである。今日の狀態では殆んど男子の婦人問題であつて未だ女子の婦人問題となつて居ないやうな感がある。勿論男子もこれを考究し援助しなければならないが、男子の中には動もすれば好奇心でやるとか或ひは遊戯半分でやるものがあるがらあまり權威を認められないのである。けれども女性自身が自己の生活に眼覺めて來て、從來の婦人の侮辱婦人の虐待を憤激してそこに立脚して起つた運動には、眞劍な切實な聲を聞く事が出來るから、從つてその活動に權威と價値を認める事が出來る。この意味に於いて婦人矯風會と提携せられた今回の美擧を喜ぶのである。

近來貞操問題が、非常に八釜敷なつて來たやうであるが、然しこれは未だ一般國民の問題になつて居ないのである。從つて貞操の何たるかを解せないものが甚だ多いのである。近日の例に於いても或新聞の三面に十七八の少女が親の犧牲となつて僅かな金の爲めに身を賣つたと云ふ記事が出て居たがそれ等は皆年長者の男女の罪である。斯かる少女の肉を貪る男子も勿論であるがそれに醜行を強ゆる所謂女將なるものは更に憎むべきである。彼等は即ち貞操なるものを賣買價額を有するものとして居るのである。こんな間違つた觀念を持つて居る無智な人間は實に哀むべきものである。私はこれに反して貞操は何者にも變ゆべからざる絶對の價値であると信ずる。一口に云へば貞操は生命よりも大切であると主張するものである。この信念さへあれば決して貞操を守るのは困難な問題ではないと思ふ。

貞操に賣買價額を附してこれに依つて衣食するのが所謂娼妓である。公娼の如きは人間の動物園であつて國家としてかゝる動物園を公然に許すと云ふ事は即ち人間を動物視するものである。人間を唯本能滿足の機關として備へ置く事は人間の墮落でなくして何であらう。この一點から觀ても貞操の價値が即ち人間そのものゝ價値である事が分るのである。

要するにこの公娼制度は貞操を無視する最も甚だしい大敵である。云ひかへれば公娼制度は貞操道徳を踏み躪る制度である。故に貞操を論ずるものは先づ第一に公娼廢止から着手せねばならぬ。一方に公娼制度を認めながら貞操を論ずるのは矛盾である。私は所謂婦人問題貞操問題の先決問題として先づこの公娼問題の解決をせねばならない事と思ふ。

終りに今回の御大典の公會の席に醜業婦の類を侍らせないと云ふ事は、公娼及び藝妓を否定する結果として當然であるべき事である。私共は理想實現の第一歩として切に成功を祈つて居る。

不眞面目なる批評

婦女新聞社長
廓清會評議員　福島四郎

眞面目な考を以て眞面目に事を計畫して居る人があるならば、よしや傍觀者には成功の見込の無いことが明らかである場合と雖も、相當の敬意を以て之に對せなければならぬ。之が紳士としての禮である。殊に今回の婦人矯風會の運動は、矢島刀自が、八十の老齡を以て衆を率ゐ、社會風敎の爲めに健鬪せられて居るのであるから、もし之に反對の意見を藏して居るものがあらば、十分眞面目な態度を以て發表しなければならぬ。然るに、今日までに現はれた二三の批評は、悉く冷笑的、諧謔的で、眞面目な批評は見當らぬ。此の不眞面目な傾向は、やがて矯風會の運動が益々必要であるといふ事を反證して居るものではあるまいか。

不眞面目な批評のうちに、或は知識の幼稚な人を誤りはしないかと思ふ點は、藝妓も國民の一人ではないかといふ一言であるが、これは丁度、學校内の出來事を裁判所へ持ち出して黑白を別たうとするのと同じであらう。裁判所に於て無罪を宣告しても、學校に於ては其の生徒を不問に附しておくことの出來ない場合は幾らもある。言論の自由は法律が許して居るからとて、婚禮の席上花嫁の惡口でもしたらどうであらう。藝妓も國民の一人だとか、憲法上の人權をどうとか言つて、矯風會の運動を冷嘲するのは、法律と道德との區別をすら辨へない輩である。無論彼等冷笑批評家も、是位のことを知らないわけではないが、たゞ言を奇矯にして、さも堂々たる理由でもあるかの如く發展したに過ぎぬらしいから、之に對して眞面目に辯明するのは愚であるかも知れぬ。

尤も驚くべきは、所謂新しい婦人として認められて居る二三者の文の中に、右と似たやうな意味の冷評が見えたことである。婦人矯風會の運動は、常に正義を目標として社會の陋習惡俗と鬪ふので、其の多くは女權の伸張と關聯して居る。換言すれば彼等は婦人全體の地位を高め幸福を增さんが爲めに鬪ひつゝあるやうなものである。此の點に於ては、新しい婦人も古い婦人も、悉く彼等の味方として應援せねばならぬ筈である。それでなければ、婦人の地位は高まらない。一夫多妻の陋習を破つて男女を人格的に平等ならしむることは出來ない。然るに彼等二三者は、無智の爲めか、奇を衒はん爲めか、味方に裏切りして居るのである。何といふ共同心に乏しい事であらう。何といふ醜い事であらう。よしや矯風會の決議が意に滿たないとしても、婦人としては此の際沈默を守つて居るのが義務である。彼の運動を以て、藝妓に對する憎惡であるが如く解するのは、同會の精神主義歷史を知らざるものゝ誣言に過ぎぬ。

婦人問題の解決と女子教育の普及

早稲田大學教授
廓清會評議員
法學博士 浮田和民

今回の趣意は甚だ結構な事と思ふが然しこれを實際問題として考へる時は極めて困難な問題である。何となればこの公娼廢止の如きは未だ一般國民の輿論となつて居ないのみならず反對論者もある位ゐだから容易に實行されない問題である故にこれを一般國民の問題として解決するには先づ輿論の熱を高調させねばならぬ。そして輿論を高調するには勿論宗教の方面或ひは道徳の方面或ひは衛生の方面よりも大に論究せねばならぬが、特に私の希ふのは專門家の研究を要する事である。今日の專門家は甚だこれに對して冷淡である。

勿論今日の公娼制度の不完全にして有名無實なるは云ふまでもない事である。第一區域制度にしてもその一面より觀れば或一部のみを限つて一般に擴がる事を防止するやうにも見えるけれども、其實それ自身の制度を裏切つて居るのである即ち區域制は醜業婦を故意に一の團體として旗幟を鮮明にするのであるからその範を一般に示す事になる。從つて醜業を奬勵して居る事になる。猶その周圍にその臭いが流れて遂ひに吉原に於ける淺草の如く環境を毒する事になるのである。それから第二に檢黴制度も現在の狀態にては殆んどその效果を齎らして居ないやうである。この點から觀れば公娼も私娼も實質に於いて何等の差違はないのである。世間には稍ゝもすれば公娼を廢止すれば私娼が增へると云ふものがあるが私の公娼一元論から觀れば公娼を廢止しても私娼の增へる憂へはないと信ずる。唯要はその廢止の方法の如何にある。

それから今回の御大典の公會の席上に醜業婦を侍らせないと云ふ事も贊成であるが然しその前に解決しなければならぬ問題があると思ふ。一體これまではかう云ふ種類の婦人が公會の席に列つて來たのであるがそれは決して醜業婦が惡いのでもなければ男子が惡いのでもない。所謂これまでの奥さん風が惡いのである。凡て引込主義の婦人に對して場馴れした藝娼酌婦の類が出席するのは必然の要求と云はねばならぬ故に今回もかゝる婦人を排斥するとせば他にこれに擬るべき婦人がなければならぬ。勿論男子のみにては非常に殺風景であるから私は今後大いに婦人同伴でかゝる席上にのぞまれん事を希望する。それには先づこれまでの所謂奥さん風を排して社交的になつて來なければならぬ。さうなれば何も彼等を非難せずとも自然に自滅せしむる事も出來やう。

然しながら一般の婦人がこれまでのやうに低級であつては到底男子と提携して行く事は不可能である。私は何よりも先づ今日の第一の急務として婦人の教育の普及を大いに望むものである。公娼問題と云ひ貞操問題と云ひ凡ての婦人問題の解決は婦人自らの覺醒に待たねばならぬとすれば婦人の教育を措いて他に根本的治療の方法はないではないか。(談)

文明の進歩と賣笑の變形

ドクトル 三田谷啓

文明の進化に連れて賣笑が絶滅するかどうかは知らないが兎に角その賣笑の變形する事は確である。そして社會の表面が美しくなる。現に我國より一歩進んだ英米の如きはそれである。英米に於いても全然賣笑の類がないのではないがそれは皆裡面に潜んで居るから社會の一般には殆んど存在を認めて居ない事になつて居るのである。人間が原始へ逆るに從つて賣笑は露骨にその醜體を暴露するのであるから日本の現在の制度も野蠻な制度であるは云ふまでもない事である。

賣笑の發生は内面的と外面的との二つに分る事が出來るが文明國に發生するのは主として外面的である。卽ち内面的は人間の情慾本能から生ずるので外面的は經濟の上から生ずるのである。私は今後生活難結婚難のある限り全然賣笑の絶滅を信ずる事は出來ないが賣笑を許すとすれば何處までも文明的でなければならないと思ふ。つまり現在の公娼制度を變形して社會の裡面に投ずる事である。そして一切の形式を美しくして社會の表面に見られないやうにする事である。そして取締を嚴重にして暗黑へ暗黑へと葬る事が必要であると思ふ

公娼制度を廢して取締を嚴重にするのはつまり外部から賣娼を壓迫するのであるが人間が意志の力に依つて淫らな情慾を抑制する事が出來れば漸々賣笑なども消滅するのである。これは卽ち内部より賣笑を避ける事であつてこの意志の力を堅固にするのは教育に待つより外はないのである。

賣笑廢止の方法は經濟的に解決する事も出來るけれどもそれは眞の根本的解決とはならないのである。故に教育の力によつて一般國民が自發的に解決するのが第一義である。然しながら現在の日本の狀態では根本的解決は容易な問題でないから先づ公娼廢止から着々歩を進めなければならない。兎に角私も賣笑の絶滅は希望するけれども現在の主張は賣笑の變形である。これは當然文明の進化に依つて然るべきものであるが現在の制度を破壞するのは焦眉の急務であるから貴會の主張に贊成する譯である。

終りに私も富士川博士と同じく日本の新聞紙に對して大なる不滿を抱いて居る一人である。殊に娼妓などの心中とか駈落とかあんな記事は一切掲載しない方が好いと思ふ。それは彼等の一切の醜體を外面に晒すのであるからそれ等の記事よりして社會を故意に不潔にするやうなものである。猶又かゝる記事は知らざるものに對しても不潔な世界の存在を認めさせるやうになるのである。

賣笑の研究は一の獨立した學問であるから大いに專門家の研究を要する問題である。

人間並に扱ひ度くない

醫學博士
文學博士　富士川游

私も公娼廢止には贊成である。勿論公娼廢止は文明の進步に伴ふて必然に實現さるべき問題であるは云ふまでもない事である。私は尙人間の品性が向上するに從つて絕娼の域に達する事を信ずるものである。一體道德家でも哲學者でも、彼等は唯その時代のみに囚はれて時代を低く觀るから、賣笑の如きも文明の進步と共に跋扈するかのやうに考へるのであるが、過去の歷史を見れば賣娼の將來消滅する事を信ずる事が出來るのである。

私は元來賣娼なるものを人間並に取扱ひたくないのである彼等の存在を表面に許す事を非常に好まないのである。彼等はこれを社會の裡面に葬り去つて世間の多くの人間が彼れ此れと論じない事を希望する。彼等を人間並に扱はんとするからそこに面倒な問題が起るのである。新聞雜誌なども獨逸や英國のやうなものにしたいと思ふ。日本の新聞紙などは彼等の事を露くやうに努めて居るが、それは丁度便所の戶を開放するやうなもので、無理に國民全體に臭氣を放つ事になるのである。猶又新聞雜誌にかゝる記事を掲載する事は決して彼等を懲戒する事にはならない。彼等は反つて自分の記事を掲げられる事を喜んで居るのである。多くの新聞記事は彼等を廣告する事になつて居る。

公娼制度の如きは社會の表面に野蠻を象徵するのであるからこれは一日も早やく破壞すべきものである。貴會の折角の努力を祈る。

東京市の大典奉祝準備

・御大典に際し東京市が如何に滿都を飾り奉祝の意を表すべきかに就て、略內定の結果を聞くに、先づ市の十大奉祝門は旣に工業係に於て設計。本鄕京橋區にて目下計畫中なるは新橋より尾張町迄を第一區として兩側には紅白の幕を張りペンキ塗の飾柱を聯て間に金銀の花モール、國旗、岐阜提灯等を飾り第二區たる尾張町より京橋迄も略同樣とし、京橋より日本橋區境迄の第三區には高さ七尺の靑竹を二間置に樹て紅白幕を張り出來得るだけ大なる提灯を掲げ、一般に雨に色の褪せぬやうな工夫を施すべく、新橋藝妓は白丁姿にて、即位式當日に區內を練り花山車を曳く筈、日本橋區は未定、檜物町藝妓は手古舞姿にて即位式當日丸の內に繰込み宮城を拜して引返し區內を練り、芳町藝妓も悠基主基の田植姿にて同樣の行列をなし、神田區は神田橋、須田町間は東京市奉祝日の行幸路に當れば御道筋に相當の裝飾をなし、奉祝費用は區民一戶十圓位の計畫、講武所藝妓も何か催すべく下谷區にては區役所より區民に向つて御大典の精神を周知すべく旣に講演も開きたるが道路の飾りに就ては追つて委員會を開く筈、上野公園入口に大裝飾を施す事下谷藝妓の催しなども相談中、麻布區にては麻布藝妓が他區と同樣何か催したいと相談中なりしが、同區の婦人矯風會が「御大典に藝妓が出る幕でない、矯風會は相當な事をする」と意氣込みしとかの話もあり、四谷にては津の守藝妓が新曲を作り區內を繰り四谷見附より宮城を拜すとの計畫、淺草區は本日あたり準備委員會あつて決定すべきも、吉原の幇間其他が假裝行列をなすべく旣に警視廳に出願せりと云ふ、其他の各區も目下相談中なり。

此の先例あり

大日本禁酒同盟會長
廓清會評議員　安藤太郎

御大典に藝妓を出すまいといふ運動は、一見六ヶ敷さうであるが、私はさうでないと思ふ。之れは現に先例のある事で何でも今から十四五年前、岡部長職子が府知事時代、東京で奠都祭を行つた事がある。始めて大名行列をやるといふので大騒ぎであつた。其行列が櫻田門から這入つて二重橋を通り和田倉に抜けて遙に雲上から陛下の叡覧に供へる積りであつたらしい。其時、私は所用あつて有樂町から日比谷の方へ車を走らせてゐると、大髻に結つたり、印半纏に股引といふ金棒引き姿の藝妓連が、三々伍々如何にも不平らしく顔をふくらして、ぶつ〳〵云ひ乍ら來る様子が如何にも、たゞならぬので、どうした譯かと聞いて見ると、『警視廳が分らないんです、馬鹿でさア、なアに行列を入れないといふんです』といふ。それは面白い、と段々聞き糾して見ると、大名行列に引續いて市内藝妓の假裝行列が同じく櫻田門を這入らうとすると、藝妓の行列はいけないと云つて何と云つても許されない。驚いたが仕方がない、相當費用もかゝつてゐるし、折角これ迄仕度して出て來たものを空しく引返すのも餘り業腹だといふので、それならと今度は市中を練り歩かうとするとそれもならぬとて解散を命ぜられたのだといふ。私はそれを聞いて、痛快の感に堪へず、偉い事をやつたものと非常に喜んだ事があつた。

此時は市の有志によつて計畫されたものであつて、別に國家的の式典でも何でもなかつた。それすら斯ういふ事をやつたのであるから、今度はそれと比較にもならぬ曠古の神聖な御大典であり、且つは既に文明が十五年も經つて大分進んでゐる事だから、私は決して悲觀しない。やれる！と斯う堅く信じてゐる。

一體日本の當路の人達は、外國人がお世辭に藝妓の踊りなどを見て、面白いの珍らしいの、ベリーグッドのといふと、本氣になつてよい接待をした位に思つてゐる位お目出度いので實に困る。何ぞ知らん彼等は皆陰に廻つて私達に困つたものですね、あんな汚ないものを何とかなりませんかね、實は被廢者が又出るんだらうと思ふから、私は妻を伴れて來なかつた、いや私もそれで娘を同伴しなかつたと云はれる事は度々であるが、勿論外國の人の事ですから表面には喜んで見せる爲め、よい御馳走をした積りなのは困つたものである。

私がこれをいつもいふのは自分自ら經驗があるからで、嘗て私が布哇に領事として駐劄して居つた事がある。當時はま

だ黒ん坊の王政時代であつて、此王に招待せられて各國の使臣と共に二次會のやうなものに出席する場合には、椅子を用ひずして立派な毛氈のやうな敷物を敷いてある上にあぐらをかいて座には花を撒き散らし純布哇式の歡待になる。そして最後の一番の御馳走はふら〳〵踊りと稱する黒ん坊の女の尻振り踊りを乾度やつて見せる。いやな腰つきをして全裸體で前の方を少し草や何かで少しく之を蔽ふてゐるに止まる位の姿をして、お客の前に黒いお尻をつき出して振つて見せるのである。さうすると各國の使臣は王に對して、いやどうもアミユージングあるとか、インテレスチングであるとか、面白いとが云つて外交的辭令を以てするが、裏ぢや『どうです酷いぢやありませんか、野蠻ですね、失禮ぢやありませんか』と云つたやうな事を我々仲間ではお互にいふのである。之によつて見ても、外國人お互の間には、やれ藝妓だ、常盤津だ關の戸踊りだ面白いと云つてゐるが、蔭ぢや『失禮ぢやありませんか、野蠻ですね』とやられてゐるに相違ないのである黒と黄との差と、裸體と着物着との區別はあらうが、理は正に同斷である、日本人ももう少し眼を覺まして呉れなくては困る。

併し私は今も申す通り飽迄此運動の成功を信ずる。若しそれが不成功に終るやうなら文明は逆轉しつゝある事になるのですから、私はどうしてもそれを信じたくない。

怖る可き影響

東京高等工業學校長
共立女子職業學校長　手島精一

矢島楫子さんの方から私の方には趣意書が參つてゐます。大變結構な事だと思つてゐました。

今日も實は學校で御大典奉祝方法に就て協議をして居つた處でした。斯ういふやうな嚴肅な大典に醜業婦を侍せしむるなどいふ事があつてならぬのは申迄もないと思てゐます。是非貴會の御盡力によつて目的を達せらるゝやうに願ひます。

私は宅のすぐ下の方に藝妓屋が出來て、あれを見る度に困つたものだと思つてゐます。子守なぞがぞろ〳〵藝妓の後から跟いて歩いて、さも羨しさうに見てゐますよ。あの美衣の陰に如何なる悲哀と罪惡が潛んでゐるかといふ事は思はないで、華美な衣裳に果敢ない夢を喚られてゐるのですが、さうした結果どういふ風に彼等が落ち行くであらうかゞ察せられて、藝妓が及ぼす色々の害惡に平素から惱んでゐる私達は、今回の御擧に心からの贊意を表すると共に、どうか此曠古の大典を莊嚴に神聖に行ふ事を得て、大正新日本の廓淸の第一步が玆から始まらん事をお祈りします。

大禮記念事業としての公娼廢止

辯護士
廓清會理事　西村勘之助

明治聖世の中葉世界の耳目を驚動せし日清日露の兩大戰爭を經、既に宇內の強國東洋主盟の地位を得たり。大正の朝と爲るや稜威日に張り皇威八紘に遍し、今や列國環視の中樞に立ち、今上天皇即位の大禮を擧げさせ給ふ、寔に我帝國の一大盛儀にして國民の欣仰措く能はざる所なり。

瑞穗豐熟の秋千載一遇の盛儀を拜觀せんとする宇內各國の君民踵を接して來朝し、國內到る處群を爲して遊覽す實に我國粹の精華を發揚し、文物制度美風良俗を知覺せしむべき好機會也。惟ふに聖代無窮の皇恩に浴し、曠古無比の盛儀に遭遇する者誰が此光榮を永く後昆に傳ふることを計らざらん、是れ我六千萬の同胞が夙夜焦慮苦心しつゝ此大典を奉祝すると共に、內は子孫の爲め千載不滅の記念を作り、併せて宇內各國々民に對し我國風國粹を發揚せんとする所以なり。

大典の記念事業として企劃すべきもの其種類一にして足らずと雖も、之を企劃すべき者の地位如何に依り其趣を異にすべきこと勿論なり。飜て顧るに吾人廓清會々員の企劃すべき紀念事業は、虛飾觀美を專らとする形而上的の事業を避け、精神的質實的の事業を選ぶべきを至當とす、而して精神的記念事業として並に我國俗の一大缺陷を補修すべき緊急事業は、公娼の全廢運動是なりとす。

宇內は廣く國家は多しと雖も、苟くも文明國にして婦女淫猥の醜行を以て一種の營業と認め之を公許するものあるを聞かず。我國娼妓稼業の公許は古來女郎屋の制度を因襲するものにして、其由來する所久しと雖も婦人の地位を侮蔑し延て同胞人類の威信を汚瀆するもの之より大なるはなし。歐米諸國の人我國民を侮辱するに淫賣國の慣用語を以てすと聞く、是れ豈に聖代の一大恥辱にあらざるなきか、又外人の我國に來遊する者先づ日光に遊び次で吉原を觀覽す、吉原は我國醜業界の標本として疾に外人の記憶に存す、來て此所を實見する者豈に美術國に於ける美術の一大模型として之を觀ずるものあらんや。醜俗の標本として之を嘲笑するに非らずんば皇國の一大汚點とし輕侮の眼光を以て之を看るものなり。吾人居常新聞紙上に於て外國貴賓吉原見物の記事を閱讀する每に未だ嘗て面を掩ふて慨歎せずんばあらざるなり、今回來朝せる多數外人の十中八九は日本の一大名所として吉原を見物せん、此際公娼全廢を以て國民の輿論と爲し、吉原其他各地遊廓の醜業は國民一部の醜俗に止まり、已に滅絕に垂んとする古來醜風の一小殘骸に過ぎざることを明にすること、我國民の體面を保持する上に於て最も必要なりとす、而して此輿論は直に之を實行し大典記念の精神的一事業と爲し、彼の奴隷解放と相並び後世人道上の一大記念と爲さんこと吾人宿昔の希望なり。

同情乎慘酷乎

神學博士　高木壬太郎

何れも今回の趣意は結構な事であるが第一の問題としては從來の不潔な婦人に交代して斯かる席上に應對する婦人がなければならぬ。唯單に彼等を斥けると云ふだけでは面白くない事と思ふ。故に今後は貴婦人令孃などに出席して貰ふ方法を講ずるのが更に大切である。又第二の問題としては國家の體面上名譽品位及び社會の風紀の上から觀ても廢すべきものである。然しながらこれは理想として大いに努力しなければならぬがこれを廢止するにはどうしても根本問題から解決しなければならぬ。それは男女の提携に關して國民の思想から革めて行く事が必要である。日本には元來忠孝の道德は可成存在して居るけれども男女の道德が非常に低いのである。君主と親に對しては敬虔の念が深いけれども男女間には敬虔の念が殆んどないのである。故に貞操と云ふ觀念は極めて下劣である。

一例を揚げれば或新聞の如きは『十五圓の孝行淫賣』と題して十八の少女が盲目の母親の犧牲となつて十五圓で身を賣つたと書いてあるが世間にはこれを親孝行だと云つて賞めて居るものがあるが一體これを孝行娘と云つて賞めるのが同情であるか又慘酷であるか。私は眞に彼女の心に溶け入つて考へて見れば彼女を孝行娘として賞めるの、は實に慘酷であると思ふ。何となれば彼女は泣きながら親の犧牲となつたからである。それから又此處には貞操か孝行かと云ふ問題が起つて來るけれども此の場合貞操を捨てた孝行は眞の意味に於ける孝行とはならぬのである。私は勿論人情としては彼女に深い同情の涙を注ぐ事は出來るけれどもこれを一個の社會問題として考へる時は決して彼女の行爲を是認する事は出來ないのである。彼女のとるべき途は他にあるのである。即ち彼女がもつと貞操に觀念が强かつたならばその親を養育院に入れても自分の身を賣る事はなかつたと思ふ。私は決して親孝行を否定するものではないけれども此場合親を養育院に入れて自分の身を完うする事は決して親不孝であるとは思はない。

此の一例に照しても如何に一般國民に貞操の觀念の薄いかを推知する事が出來るのである。かゝる行爲を賞美するのが同情であると思つて居るものはその實それが本人に對して慘酷である事に氣付かないのである。

私は此處に於いて一般國民に貞操の意義と價値を知らしめ男女間の道德を起す事が最大な問題であると斷言せざるを得ない。貞操の觀念が一般の國民に普及すれば必然的に公娼の如きも消滅するのではあるまいか。



加藤弘之男



島田三郎氏



安部磯雄氏

各方面の代表的名家に與へたる書

謹啓　今上天皇陛下御即位の御大典は、愈々目捷の間に迫づき、御準備着々御進捗の由、我等億兆の等しく慶賀に堪へざる處に御座候。

伏して惟るに今次の盛儀は、明治大帝英邁の御資を以て、渺たる一島帝國を世界列強の間に雄飛せしめ給ひ、允文允武なる　今上天皇陛下新なる大日本に君臨せさせ給はんとする御儀なれば、帝國の世界的地位と責任とより見て眞に曠古の大典に有之、我等聖代に生を享け、此千載一遇の機に遭逢するを得たる者の欣喜措く能はざる處に御座候

されば此の尊嚴無比の式典を如何に奉祝す可きかは、我等蒼生にとりて最も愼重に考慮すべき重大問題と存じ候。然るに世間往々にして最も嚴肅なるべき奉祝の精神を誤り、動もすれば輕佻浮華に流れ、所謂お祭り騒ぎに陷り、甚しきは酒色に親しみて反つて神聖を涜し奉る虞れある機會を作るの計畫、各地に行はれんとするは、豈洪歎の至りに候はずや。

殊に今回は畏くも　皇后陛下同じく高御座に即かせ給ふ御由承り及び候へば、之れ實に我國開闢以來の御儀と申すべく、一夫一婦の大倫に大なる根底を据へ給ふ譯にて、男女道徳は玆に一大轉機に際會したりともいふべく、我等常に此の道徳振作の爲めに微力を致しつゝある者にとりては、國民に反省を促す絶好の機會とも存ぜられ候。

故を以て基督教婦人矯風會にては

一、公會の席上に醜業婦を侍せしめざる事、其他凡て風俗を紊亂する行動の取締を嚴重にする事。

一、精神的記念として今後六年間に公娼制度の廢止を期する事。

の二項を決議し、御大禮をして飽迄莊嚴神聖ならしめんことを主張致し居候。之れ元より本會の素志に合するものに候へは、本會も亦提携して鋭意此理想の實現に努力致度と存候。勿論我等と雖も妄りに藝妓を排斥せんとするものに非ず候へ共、國民をして眞に莊嚴神聖なる御儀を奉祝するに其處を得せしむる爲には、表面を如何に紛飾蔽匿するとも、私娼の一表現たる事明白なる以上、彼輩の公會の席に列なるを認むるを得ず候。更に公娼制度は正義人道の上よりは申迄もなく、風紀衛生の上より見るも劣悪なる政策にして、國家公認の陋習は一日も早く改めらる可きものと存じ候。貴臺に於かせられても此の二項につき御贊成被下候事と相信じ申候が、御手數乍恐縮御高見の一端を御洩し被下候儀相叶間敷哉、端書封入此段得貴意候次第に御座候。匆々敬具

大正四年九月十六日

廓清會本部

會長　島田三郎

副會長　安部磯雄

評議員總代　男爵　加藤弘之

來翰に就て吾人の立場を明にす

廓清會副會長　安部磯雄

御大典に就て藝妓を公會の席に出さないといふ件と、公娼制度を廢止したいといふ二件につき、名士の方々の御高見を需めたに對し、左記の如く御繁用中にも拘らず多數の御丁寧なる御回答に接しましたのは、誠に感謝に堪へません。署名者の一人たる私より厚く御禮を申上ます。

殊に私達が滿足致して居りますのは、其御答辯が極めて眞面目に且つ親切であつたことで御座いますが、唯多くの返答の内には、或は私共の精神を誤解してお出でになるやうな點もあり、御意見を批評するのは失禮でせうが、辯明は差支ありますまいから、個條書きにして大體を述べて見たいと思ひます。

□　□　□　□

御注意下さつた内の一つは、

『醜業婦が公會の席に列席するのを不可ないとするのはよいが、それを弄ぶやうな男をも出席を禁じないならば、それは片手落である。一方を許して一方を責むるといふのは矛盾である、畢竟弱い者虐めで強い者は抛つて置かうといふ議論だ』。

これに就ては私達は弱い者を虐めるといふ其麽心は毫頭ない。私共は彼等を醜業婦であると云つて卑めるとか、虐めるとかいふ事は廓清會員には決してありません。個人として、いふならば醜業婦人に對する時も充分に其人の人格を重んじてゐる。其點に於ては私達と同じ仕事をしてゐる救世軍では、醜業婦人の親切な身上相談對手となり、或はこれを救助し、行先のないものは收容して懇篤丁寧に取扱つてゐる。私達が斯ういふ運動をやるのに其人を憎むといふ樣な念慮は露程もありはしない。私共の願ひは惡い制度習慣を改めたいといふにあるのであつて、個人としては虐めるどころか救ひ導かんことに努力してゐる位です。而して其救助を徹底的ならしむるには、制度があつて苦しめられてゐるのでありますから、其制度を無くするには我々の主張のやうに、さういふ人々は公會の席に列ねないといふ方法も取らなければならぬと信じてゐます。

また私共の理想から申せば、さういふ氣の毒な女を弄ぶ男の方も制裁を加へなければならぬのは勿論で、早晩世の中は左樣になりませう。またならせたいと努めてゐます。出來るなら今日でも實行したいと思つてゐます。併し男の方は明白に世間に表はれないし、醜業婦の方は判然してゐる。蛇の道は蛇で、玄人筋には男の方も分らうが一般には分らないから、大に此方面に制裁を加へる事は望ましい事ながら、今はまだ其時期に達して居らぬ、私達は弱い女子を取締つて強い

男子を寛大にするのではなく、實行の出來ることから成績を擧げて行く外はないと思ひます。

□　□　□　□

第二はそれに類した說で、私の友人の加藤時次郞君などの意見であります。

これは私は至極尤もだと思ひます。私も贊成であります。醜業婦の出席を拒むなら、勿論稅金を取つたり、愛國婦人會や赤十字などのやうに寄附金を貰つたりしては矛盾である。私達は彼等から寄附金などを貰ふ事を是認しない。今日迄貰つて來た者は斷然止めて貰ひたい。一方に寄附は受けて、一方に出席を拒むといふやうな事は惡いに違ひない。醜業婦たる事が明であつた場合金品を受けるといふ事は私達は是認しない。矛盾の多い世の中ではあるが、廓清會はそんな事はやらぬ。我々は斷じてさういふ人々から寄附金を貰つたりしてはいけないといふ事を主張致します。

□　□　□　□

第三に起る非難は

「斯ういふ問題は元來法律などの力を以て禁ずべき性質のものでない、衷心から起つて來なければならぬ。消極的な法律などの力で「止めろ」といふやうな事は不可ぬ。積極的の運動で達しなければならぬ。殊に請願をして議會の力でどう斯うするといふ樣な事は面白くない」。

といふ議論であります。此議論はよくある議論で、往年根本正君が、幼年禁煙法案を議會に提出した時、丁度これと同樣の議論が起つた。煙草を禁ずるなどゝいふ事は敎育家道德家のやる可きことで、法律の力などで禁止すべきものではないといふ論が大分盛んであつた。若し斯ういふ樣な事を法律の力のみでやつて行かうといふなら、それは私共も贊成しないけれども、道德的宗敎的に止めさせるやうに行つて行くと同時に、法律の力で止めさせるのは最も有效な方法だと我等廓清會員は信じてゐます。斯ういふ運動は私達は兩方から進めたいと思ふ。或人達のやうに法律の力を厭がるのには贊成が出來ませぬ。法律とても一種の廣い意味の道德でありますし、法律の方が多數の人には分り易い、實際の上から云つても少年禁煙法は如何であつたかといふと、今日は少年の喫煙者は餘程少くなつてゐる。法律の力を用ふるといふ事は益はあつても決して害はない。故に私は一方に精神的にやつて行く事を怠らない人々でありますなら、同時に法律の力で社會の廓清を計るのは正當になすべき事で、決して法律の力を藉る事を卑しいとか意氣地のない事のやうには解せられませぬ。此場合に私達の立場を明にして置きたいと存じますが、私達は制度の力だけでやつて行かうといふやうな考は毫頭ない、少くとも廓清會の幹部にはありませぬ。恰も個人の道德と制度の改革とは兩つの足見たやうなもので、兩方が代りばんこに行く可きで、一方が遲れても步く事は出來ない、兩方とも助け合つて進んで行くものだと解して居ります。

□　□　□　□

第四に、辯解を要しますのは

公娼と私娼との區別が動ともすると我々廓清會員の考と大分相違のあることであります。

普通公娼私娼とは法律上の意味に解せられて居り、それが當然かも知れませぬ、公然税を取り鑑札のあるのが公娼で、其然らざるものを私娼とするのは簡單で明瞭ですが、併し私共廓清會員は一般の意味の公娼即ち娼妓と普通眼につく方法で醜業を營んで居る賣笑婦は悉く公娼で、人の眼に見えない社會の蔭で暗い處でやつてゐる者を私娼とするといふ風に解してゐます。ですから極端に申さば私共の意味に於ける私娼は殆んど日本にはないかも知れませぬ。淺草の如きも私達からいふならば無論公娼で、大びらにやつてゐるから公娼であります。其他新橋赤坂あたりの藝妓も悉く公娼と云つてよいのです。即ち私共の分類は風俗上及び社會衛生の立場から區別するのであります。

されば私達は吉原あたりの制度をなくするのを主張すると同時に、淺草あたりのやり方も斷じて認容致しませぬ。同時にまた藝妓なるものも止めさせるか、でないならば賣笑婦でない眞の藝妓たらしめなくてはなりませぬ。これ等の點に就て先づ誤解のない事を願つておきます。

それではどういふ風に改めやうとするのであるかと申すと人の眼につく家を定めず、區域を定めず、普通の營業の如き體裁にして、極めて密かに内にあつて醜業を營むといふ風にしたいのが私共の希望です。故に私共のは隨分激烈で、今の公娼私娼を全部改めて清淨無垢の青年男女には、ちつともさういふ評判も聞へず眼にも見へないやうに改めるのです。

□　□　□　□

第五に誤解を招いてならないのは

『花柳病の蔓延を來す虞れがある』

私共が公娼を廢止するといふのは、花柳病の取締を放任するといふのではない。世間では娼婦は公然身體檢査をやらなければならないものゝやうに思ふてゐる。私共は身體檢査を問題とするのではない。私共は檢査をするにも吉原あたりの驅黴院のやうに、堂々たる家を建てゝ大きな看板をかける目に立つやうな組織を改めて、人に分らないやうに密そりやるなら敢て反對はしません。ですから普通の人の心配するやうに梅毒の蔓延するといふことには恐れるには及ばない、寧ろ檢黴が有效であるならば今日迄以上に嚴重に監視する組織にする事が出來る。併しそれは隱密にやるべきで決して大びらに行ふべきでない事を主張するのです。丁度風呂屋のやうなもので、昔は風呂に這入つてゐるのが道路から見へたものである、それが今日は法令で男女を區別し外からなど見へないやうになつた。風俗上の一進歩たるは申迄もない。これが恰も今の檢梅問題同樣で、今日の檢梅は昔の風呂屋のやうに社會の表面にあるから、之は一日も早く隱密となるべき筈のものと信じてゐます。斯樣にして私達の立場は私娼として放任するのではないのですから、衛生上の御心配は杞人の憂であると申してよからうと存じます。

□　□　□　□

第六に辯解を要しますのは、即ち

『公娼を廢止したら却つて私娼が跋扈して困るだらう。』

といふ說であります。私達をして曰はしむれば、今日風俗の亂れてゐるのは賣淫が社會の表面に公認せられ、大びらに行はれるからで、隱密に行はれるとなれば、靑年男女が容易に之に陷らぬのは明白であります。私共の唱へる處は極めて明瞭である。私共は公娼を廢したら私娼が殖へるといふことは考へられない。今回御答辯下された名士の方々の御配慮も大分そこにあるやうに思はれますが、私共は今日の公娼を廢して暗い處にのみ棲息する蝙蝠のやうなものとしたら、それ丈で直に醜業婦が減ると迄はいはぬ、と同時に殖へるといふ事は尙更考へない。今日十萬人の娼婦が大びらにやつて居ると假定し、それを社會の暗い奧の方に押込むと、やがて十萬人であつたのが十五萬人にならうとは思はぬ。數はやはり元の十萬人で、社會に必要があるなら同數と見てよいと思ふ少くなるとも多くなるといふ理由はない。卽ち社會の表面に公然行はれてゐるものを裏面に密に行ふやうにするといふ私達の主張には、決して私娼が增加するといふ議論の生れる餘地はないのであります。

併し私達はそれだけのことをすればそれで滿足するかといふとさうではない。宗教道德の力で、私共も大に個人々々を高めて行かなくてはならぬし、又今日も左樣に廓淸會は努力しつゝあります。要しまするに大びらにやるのは臭氣紛々の場合ですから、下水の處分をする樣に、早く暗渠の中を流れるやうにして了はなくてはならぬ。私達の公娼廢止を叫ぶのは、充分硏究した結果で、今よりよくなるといふ確信に達したからであります。尤も御返事を求めたのは端書位の事ですから、充分に諸賢の御意見のある處を伺ふ事を得なかつたのは已むを得ません。尙今後も惜まず高敎を垂れさせられん事を切にお願ひいたします。

廓淸會公告

九月二十八日、別項所載の評議員會後、委員會を開き、總會に於て委員に一任せられたる役員改選の件は、全部重任を乞ふ事に議決候に付此段公告候也

追而便宜上突然委員會を開きたる爲め、選擧委員中通知をなすを得ざりし向ありし事を遺憾とし、玆に謹謝す。

廓淸會役員名簿

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
顧問	大隈重信	同	綱島佳吉	評議員	增田義一
同	森村市左衞門	評議員	長田時行	同	牧野寅次
會長	島田三郎	同	緒方銈次郎	同	稲島四郎
副會長	矢島楫子	同	小河滋次郎	同	小林富次郎
同	安部磯雄	同	大倉文次	同	小崎千代子
理事	伊藤富士雄	同	加藤弘之	同	江原素六
同	西村勘之助	同	加藤直士	同	安藤太郎
同	内ケ崎作三郎	同	高木貞衛	同	齋藤壽雄
同	山本邦之助	同	根本正	同	佐島啓助
同	山田彌十郎	同	名出保太郎	同	湯淺治郎
同	松宮彌平	同	中津親義	同	湯淺豐太郎
同	益富政助	同	高島圓	同	宮川經輝
同	小松武治	同	浮田和民	同	三輪田元道
同	油谷治郎七	同	植村正久	同	三並良
同	宮田修	同	鵜崎庚午郎	同	平岩愃保
評議員	井上胤文	同	栗原基	同	平沼淑郎
同	林歌子	同	山室軍平	同	元田作之進
同	原田助	同	松浦有志太郎	同	角倉賀道
同	德江玄之助	同	松村介石	同	角谷和市

藝娼妓問題と七十七名家の意見



（順序不同）

理學博士　谷津　直秀

拜復、基督敎婦人矯風會の決議二項小生も至極贊成に御座候。然し單に請願するのみならず、廓淸會に於ても特別に此際積極的の運動を開き、人民の道德觀念を聖化致度と存候。匆々。

女子高等師範學校長　中川謙二郎

拜啓、十日付尊書拜讀御來示敬承至極御同感に御座候。特に御示し下され候二項に對しては大贊成に御座候、但直接微力を致すの機會なきことを遺憾に存候拜答まで。匆々。

貴族院議員 伯爵　柳原　義光

拜復、當秋御擧行可被爲在御大典の記念として、公會の席上に藝妓を侍せしめざることの請願を其の筋に御差出の由、小生に於ても此御趣意に大贊成を表し候表面は藝妓と申候得共、事實に於ては私娼たる醜業婦が、白晝行列を組み公道を練り行くは、風俗上最も面白からざる事にて、一方より見れば御大典の神聖を汚すものと存候。私娼は社會の裏面に置くべき者にして、之れを公然表面に出す事は誠に憂ふべき事と確信致候。尚又今後六年を期し公娼全廢を議會に御請願の由此點に就而小生聊か所感有之、其の御精神は勿論贊成なれども、其手段方法に至つては稍々所見を異に致し候樣の點も有之候。取急茲に以書面意見申述置候也。敬具

司法次官 法學博士　鈴木喜三郎

御申越の御趣旨大贊成に御座候。

帝國大學工科大學敎授　伊東　忠太

一　公會の席に醜業婦を侍せしめざることは全然贊成に候。

二　公娼全廢は考へ物と存候。未だ俄に贊成仕兼候。

法學博士 衆議院議員　小林丑三郎

第一項は全然贊意を表するのみならず之が根絶を期する爲め藝者家營業として多數の他人子女を抱へ置くことを禁止する樣致度し。

第二項に關しては第一項の結果好良に

行はるゝ時を見て、之が廢止に努むることと致度存候。

跡見女學校長　跡見　花溪

御趣旨、賛成致候。

醫學博士　北島　多一

左に御返事仕候。
第一項、大賛成に候。
第二項、賣淫を社會より除くを得ずとすれば、相當取締の下に之が存在を認むるを可と存候。尤も現時の遊廓制度即ち集娼は漸次廢滅すべきものにして、之が廢止は大賛成に候。然して賣淫者は嚴重なる警察的監視の下に置くべきものと存候。故に公娼廢止といふよりも遊廓廢止を絶叫するを穩當と存候。

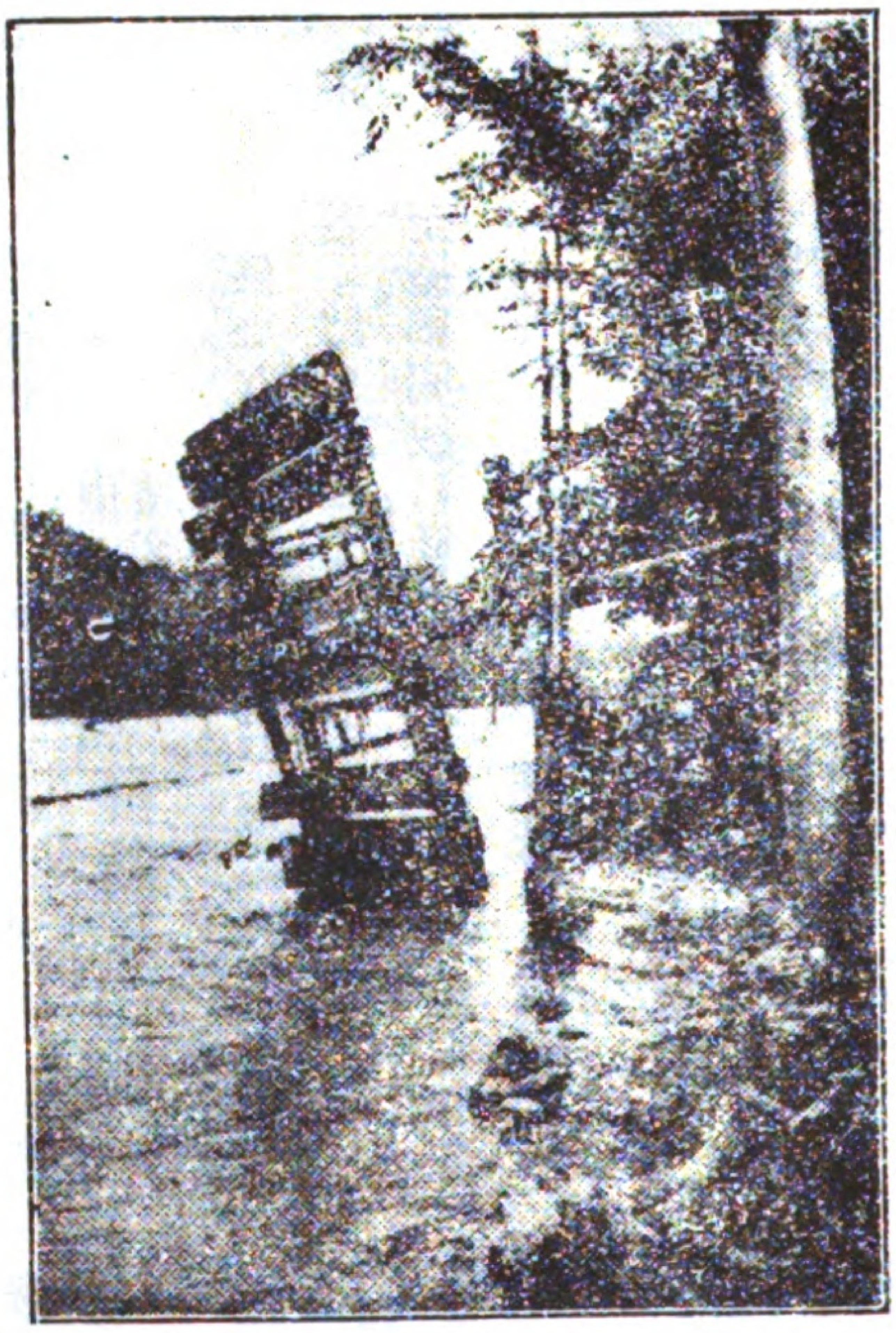
慶應大學教授
法學博士　青木　徹二

拜復貴會の御趣旨至極賛成に御座候。然し之を極端に鼓吹し修養や常識に乏しき地方官民等に說得せらるゝとは或は却つて面白からざる結果を齎らす事可有之と存候に付き、能く其精神を誤らざる樣御注意相成度奉願上候。敬具。

貴族院議員
醫學博士子爵　實吉　安純

第一項は全然御賛成仕候。
第二項は主義に賛成なるも公認廢止の結果は私娼增加するの虞あり隨て花柳病豫防上萬全の策を樹立するに非ざれば該病の蔓延甚しかるべし。

ドクトル　加藤時次郎



芒伏し萩折れ野分晴れに見

一、公會に醜業婦を侍せしめざる事に就ては、小生は先づ左の質問に對する貴會の御返事を希望致候。赤十字社、愛國婦人會、其他多數の慈善團體等は、謂ゆる醜業婦より寄附金若くは義捐金を收受いたし居らず候哉、若し收受致居とせば金は人並に取るが人並の待遇は受得ぬといふ不道理に陷りは致すまじく候哉。
一、公娼廢止は至極結構に候へ共、其結果として生ずる私娼散娼の增加を思ふ時、小生は未だそれに對する青年衞生と國民道德との救濟策の解決を發見致さず、從つて其の解決のつかざる間は、餘儀なき意味の便法として、公娼を存するの外なしと思考致候。

陸軍大將　福島　安正

御高見至極御同感に候へ共、目下病中意見他日に讓り候。

醫學博士
御歌所寄人　井上　通泰

御趣意は御同感に候へ共、御示の二項

には熱考の上ならでは賛成致し難く候。

貴族院議員
帝大教授
醫學博士 大澤 謙二

醜業婦を公會の席に列せしめざる事には賛成仕候。

慶應大學教授 川合 貞一

拜復、御申越の兩項共至極賛成に御座候。

巣鴨病院長
醫學博士 吳 秀三

御申越の件主意賛成、第一件は直に實行仕度、第二件は熟思を經て處置すべきことにて、全廢如何かと存候。

日本郵船會社
副社長 加藤 正義

御來示の趣き同感に候。拜復。

農學博士 横井 時敬

御申越の趣

一、醜業婦を公會の席上に侍せしむる事は勿論不可なり。其他風俗紊亂は政府の取締を要す。

二 公娼全廢には利害研究を要す。全廢は或は潔癖の爲めに不利を社會に及ぼすの虞れなきにあらざらん、單に雷同難致。

學習院主事
兼 教授 松井安三郎

醜業婦に關する貴會の御主張最も時宜に相適し誠に御賛成申候。十分貫徹致候樣致度候。拜復

市會議員
博文館理事 坪谷善四郎

嚴肅なる儀式の場合に賤業婦人を使役若くば參列せしむることを禁止するは、至極御同感に候。

女子高等師範學校教授 簡野 道明

拜復御垂問の件至極結構の御趣旨と承服致候。但第二項の件は理想としては至極御同感に候へ共、所謂飲食男女人の大慾存焉にて、これが實行は至難の事と存候。兎に角世弊廓淸の爲め御努力の段、奉感佩候。昨今臥病中御略答まで匆々。

帝國大學教授
文學博士 三上 參次

第一項は賛成。

第二項は公娼全廢は私娼の繁盛を成すの虞有之候故、別に妙案の出ざる内は考へものに候。

高等商業學校
教授 乙竹 岩造

肅啓仕候。本月十日附を以て御示し下され候。御趣旨には至極賛成に御座候、右貴答申上度不取敢如斯に御座候 匆々

理學博士 長澤 龜之助

拜復、御申越の二項は勿論賛成致候。乍序左の件申上候。貴會の御趣意は未だ如何なる方向に主として御盡力相成候や不存候得共、世上に禁煙勵行鼓吹相成ては如何にやと存候。殊に今日の時局外國君主は禁酒を勵行せらるゝ向も有之、又御大典の紀念としては、禁煙勵行の如き百利ありて一害なき良策かと存候。世に酒の害あるを知りて禁酒を標榜して、立つ者あれども、煙草の害の一層大なるを知らず、否知らざるにもあらざるべし、知りて禁煙を主張する事禁酒の如くならざるは不可思議のことならずや

酒は個人に取りては一身を亡し一家を亡すに過ぎざれども、一吹の煙草は數百若くは數千戸を蕩盡する大火の原因（小生は數年間新聞上にあらはれたる煙草の爲に火災を起したるものを切り拔き、スクラップブックに貼付致し置候）となり、數百萬乃至數千萬圓の財產を一朝にして烏有とずるの例めづらしからず、故に小生は、禁煙勵行は國民の健康上又社會の經濟上、禁酒より一層大切なる事と存候。況んや統計の示す數字に依れば我國民一年間の煙草代を積算すれば、二萬噸の戰艦五隻位に價し、海軍擴張も易々たる問題に御座候、小生は公會席上等多人數相集まる中にて喫煙し、又は汽車中にも喫烟する其他、他人を訪問して對談する中に喫烟する等不斷不快を感じ申候。小生方は應接間に隣りて喫烟室あるに拘はらず、來客等は喫烟室に於てせず對談中のべつに喫煙せらるゝには大に困り居り候、餘談申上失敬。

帝國大學敎授
理學博士　田中舘愛橘

Ommôsikosino Kotogara wa makotoni.

Zisetu ni tekisita Okokoroduki to zonjimasu. Mosimata watakushi no Kangae wo môsaba, kayono Koto wa yononaka no Ue ni tatu Hito, (Kurai, Tisiki, Tomi ni oite) ga ono ono mi ni okonatte, Kore wo Minarawaseru yôni aritaito omoimasu Kore no dekinai Aida wa, Kisoku toka Kokoroetoka, itta yôna mono wa, dereba desidai mogurimasyô.

頭本　元貞

拜復、御垂示の事項は卑見左に申述候

一、公會の席上に醜業婦を侍せしめざる事、之れは至極贊成に御座候。

二、公娼問題は前項の如く簡單に無之各方面より觀察するを要し候、卑見にては今俄に之を全廢するは不可なりと存候之を廢止するの結果は歐米の如く、私娼の害毒を增加することゝ相成るべく、甚だ寒心に不堪候。乍併公娼制を今日の儘に致置候事も宜しからずと存候。要するに此の制度に改良を加ふるを、反て全廢に優れる結果有之候と存候。改良に付て卑見有之候へ共、茲に評述する餘白無之候。其一端を述んに公娼營業者に公民權を與へざる事、該營業を目立たざる樣になす事。娼妓の人身權に對し完全の保護を與ふる事。等に有之候。匇々。

前陸軍省經理
局長主計總監　辻村　楠造

至極御同感に有之候。

衆議院議員　小山　東助

復啓、御照會に相成りし矯風會決議二ケ條の中、第一の大典祝賀の公會に醜業婦を侍せしめざるの件は全く同感に奉存候。此件に關する矢島老女史等の御活動只管敬重此事に候。

第二の今後六年を期して公娼を廢止するの件に就ては小生は茲に贊否の言明を避け申候。此問題に關しては小生未だ何等の研究を遂げ居らず。隨つて確信を以て御答致兼候。何れ其內諸君の御意見御研究を伺ひ度ものに候。不宣。

宮中顧問官
醫學博士男爵　池田　謙齋

拜見貴會の御趣意には大いに贊成を表することゝ御了承被下度候。謹言

海軍中將男爵　肝付　兼行

第一項全然贊成。

第二項固より切望する所なれども、公娼の廢止は私娼を益〻昌んにして、梅毒の傳播を増し、却つて風俗を壞亂するに至らん恐れありと信ぜられ候。却而前門に虎を逐ひ去らしむるも、後門に狼の襲來を免れざる義に候はずや。

東京音樂學校長　湯原　元一

拜啓、御來示の儀至極同感に有之候、何分の御盡力願上候、先は御返事迄、匆々。

大審院長　法學博士　横田　國臣

御趣意には贊成致候へ共、法職の性質に觸るゝ事もあらんとの懸念よりして會員たることは御容赦相願候。早々。

帝國大學教授　理學博士　石川千代松

拜讀婦人矯風會にて御催しに相成候、二ケ條の内、初の一條に小生は最も熱心に御贊成申上候。且つ其他御大禮の御席にも歐米の例に從ひ道德上如何敷き人物は出來る事ならば列せられざる樣に致されん事を望み候。又立派な貴婦人方に於ても、現在は貴婦人の樣でも賤しき職業を致せしものと同一席に列せられざる樣に致され度候。例へば大臣の婦人でも藝娼妓たりし人の出づる樣なる席には列せざる樣に致され度き事切望致候。

併し第二のケ條公娼全廢には、小生は全々反對なる意見を有するもので、公娼は廢さず私娼即ち藝者の樣なるもの其他私娼全廢を希望致すものに御座候。諸君は皆獨逸ベルリンの公娼とロンドンの私娼との事を御存じかと存候が、何れが最も良き方法で、娼妓の樣なるものを全廢し得るならば此上もなき事なるが、之れは到底望むべからざる事である。然らば充分なる監督を施したる公娼を置く事尤も宜しと致候。

府立第三中學校長　八田　三喜

拜復、斯は大典に際しての紀念運動として誠に結構の御事と存候、基督教婦人矯風會の決議に關しては第一項は同感に御座候へ共、第二項は私娼との關係もあり政策上、果して豫期の結果を擧げ得べきや、平素より此點御疑居申候。拜具。

第一高等學校教授　畔柳　都太郎

肅復、一夫一婦の大倫云々は、平常の持論にても有之、至極贊成致候得共、其目的を達せんとする方法に就ては、乍遺憾贊同仕り兼候。敬具。

女子大學々監　麻生　正藏

拜復、公席醜業婦嚴禁と公娼全廢とは小生多年の宿論に有之候間、貴會の御意見に贊成と云ふよりも、寧ろ貴會の奮闘努力を感謝し、並にその御成功を祈るものに有之候。

巣鴨家庭塾長　留岡　幸助

御申越の件贊成致候。可然願上候。

前大臣　貴族院議員日本大學長　松岡　康毅

第一大贊成、第二未可。

東宮侍講
文學博士　三島　毅

御會趣旨拜承仕候の御贊成申候。然るに拙者不例中にて意見も不申、不惡御承知被下度候也。

東洋内科醫院長　高田　畊安

貴意を贊成申上候也
副啓本件消極的運動と同時に積極的行動の必要なるもの衞生上、敎育上等に多々あるを相認申候也。

陸軍大學敎授　岡田　哲藏

拜復、御尋ねの件は敎育又は布敎により人心の根底より改むべきものと存じ候從つて請願云々の如きは末節に過ぎずと存候。由來かゝる問題を考ふること嫌ひに候間、別に意見無之候。早々。

女子英學塾長　津田　梅子

拜啓秋冷の候愈々清榮奉賀候、扨今回御大典御擧行に際し公共の爲め種々御配慮の程感佩致候、就ては御申越の御計畫の兩件共誠に結構なる御事にて私は大贊成に御座候、男子の方より卒先してかゝる事に御盡力被下候事は私共女子側として實に感謝の外御座なく候右は御返事まで申上候。草々

大審院判事部長
法學博士　井上　正一

復啓、貴會に於て我社會の風儀改善に奮然御盡力相成候儀、誠に感佩の至に御座候。併し御來示の如き事項を其筋に請願し或は議會に請願することは、小生は御贊同致兼候、匆々敬具。

前檢事總長　松室　致

贊成仕候。

貴族院議員男爵　辻　新次

御同案に御座候。

帝國大學敎授
法學博士　山田　三良

御照會の第一項、公會の席上に醜業婦を侍せしめざる事は、至極贊成に候へ共第二項の今後六ケ年内に公娼制度を廢止する事は、之れを廢止するも私娼撲滅策の實行難も、歐米に於ける私娼制度の風紀衞生上より見て、一層有害なる結果に鑑み、直に贊成致兼候。敬具。

早稻田大學
敎授　岸本能武太

御申越の件二項とも大贊成に御座候。

東洋大學敎授　境野　黃洋

病は内にあり、徒らに膏藥を張るも内病益甚しくして、吾等は其の膏藥張りに忙殺せられ、終ひに其の效果の一も擧らざらんとするを悲しむ、弱き藝者を苛めんよりは先づ男子に根本的治療を加へよ、若し藝者を廢止するも根本を治せずんば、何等かの形式にて必ず外に出でざれば止まず、行はれざるを知りて徒らに叫び、弱者を罵りて快哉を呼ぶ僞善たるを免れざるべし、こゝに一考を要するが故に贊成を躊躇す。

公娼と私娼との利害問題は更に熟慮を要す、我國も古昔は私娼ありて公娼なき事歐米に等し、之に一廓を與へて公娼とせしは德川氏の政策に出でし一種の發達也。歐米の制度必ずしも善美となすは空論也。故に贊成を躊躇す。

女子高等師範學校教授　岩川友太郎

拜呈、千歳一遇の御大典を機とし、國民風俗の惡弊を廓清する一端として、公會席上に醜業婦を侍せしめず、及び公娼全廢を期するの二ヶ條は、不省教育家の一員として兼て希望する所、随而貴會の御計劃に双手を擧げて賛成仕候也。

司法參政官 衆議院議員　田川大吉郎

二項とも趣意に於て異議なし、實際の取扱法に工夫あらん。二項の六年の期限附を疑ふ、此の如きは期限を附せず油斷なく、焦らずに主張し運動すべきものならん。

文學博士　南條文雄

拜復、本月十日附の貴書轉送により今日拜見致候。御來示の二件は小生の平素切に企望致居候儀に御座候間、賛成致し候、此段申進候、以上。

東京商業會議所議員 株式取引所理事 茨城無煙炭株式會社長　伊藤幹一

公會席上醜業婦排除其他風俗取締の請願、公娼全廢。右美擧と被存候得共、大に研究を要し候事と存候。

帝國大學教授 醫學博士　永井潜

御申越の儀至極賛成仕候。實行の期の一日を早やからん事を希望罷在候。敬具。

東洋大學長 文學博士　前田慧雲

貴翰拜見仕候、然に拙者は消極的極端なる事を主張するよりは、積極的に道義心を喚起することに勉め度と存申候。

帝國大學教授 理學博士　丘淺次郎

賛成致候。

帝國大學教授 法學博士　吉野作造

御照會の件につき第一項には賛成仕候へ共第二項には無條件にては賛成仕難候。愚見にては公娼全廢の效果を收むるには、之と同時に實行すべき幾多の施設を要し、之と彼と相待たずしては却て弊害を流すべしと存じ候に依り、單純なる公娼全廢には主義としては固より賛成すれども、一の具體的運動としては其儘には賛成せざることに致し居り候。

大倉商業學校長　立花寛藏

拜復各位益々御勇健奉賀候、然者御配付の御趣意書拜閲、誠に時機を得たる結構なる御企にて、小生に於ても大賛成と申候外異見あるべき筈も無之候、唯貴會の益奮闘を續けられ、完全なる目的の遂行を見る日の一日も速ならん事を、邦家の爲に祈るあるのみに御座候。貴酬のみ。

帝國大學教授 文學博士　姉崎正治

拜復、御頒布の御趣旨は勿論賛成に有之候、但し矯風會決議第一項の實行を「其筋に請願」にて達せんと期せらるは如何かと存じ候。嚴禁を如何なる法規にて規定する御趣意にや、其邊不明と考へ候。又第二項につきては公娼全廢は主義として賛成に有之候も、私娼に關する取締方法と相待つべき事にて、實行問題としては十分の御研究を承らざれば、單に議會に請願することは徒勞と信じ候。

萬朝報記者　大住　嘯風

御返事遅れ申譯これなく候。兩件とも贊成致し申候。

陸軍大學教授　庄司　鐵造

拜啓、公娼制度改廢に關する御意見の趣其主義に於ては無論贊成仕候。謹復花柳病を增すのみならず。社會の風紀上由々敷大害を釀すべし。

東洋大學教授　文學博士　福來　友吉

拜復、二項共に贊成に候。

農大教授兼視學官農學博士　澤村　眞

拜復御書面拜見御企の第一項は異議なく贊成致候得共、第二項につきては、暫時熟考致度候。此段御返事申上候、頓首。

帝國大學教授　文學博士　井上哲次郎

拜啓、貴會の御趣意固より大贊成に御座候間、此段御通知申上候。草々不宜。

杉村廣太郎

一、藝者を公會の席から排斥しようといふなら藝者に醜業を營ませる所謂當世の紳士紳商を盡く公會の席から排斥して貰ひたい。藝者には已むを得ずしてなつた者が多いが、御客の方は任意に罪を犯して居る惡人ばかりである。藝者ばかりを排斥しようといふは畢竟弱い者いぢめである、親も憎い子も憎いが、親の方は大分强そうだから子供の方だけぶんなぐつてやれといふのと同じい。そこで御客を全部排斥するとなると、今の日本で一切の公會は恐らく成立しまい。よく其邊の處を御考へになつて、あんまり世間見ずな御運動はおやめになつた方がよからうと存じます。



秋の雲

貴族院議員　陸軍中將　原口　兼濟

廓清の御主旨は御同意申候。

帝國大學教授宮內省御用掛醫學博士　弘田　長

拜復、大體に於ては御議論には贊成の方に候得共、藝妓等より稅を取立、妓樓主等總て公民と認められ居候今日彼等を奉祝會に參列せしめざる事は矛盾致候樣愚考仕候、議員選擧にも吉原に運動致候今日別而矛盾を感じ候、先決問題として公民權剝脫を行ひ而して後に致度候。

醫學博士　志賀　潔

肅啓、御來示之第一項は誠に時機を得たるもと滿腔の誠意を以て、御贊成申上候。但第二項は小生未だ御趣意を詳細に承知仕らず候爲めに、遽かに贊成の意を表し兼候を遺憾と致候、名に得て實に失ふが事なきかとの懸念は小生平生の考へに御座候。不取敢貴答迄不一。

帝國大學理科大學長 理學博士 櫻井錠二

拜復、今回基督教婦人矯風會に於て爲せる二個の決議に對し、小生は全然贊同の意を表する者に有之候、尚其實行に就きては何卒貴會に於て充分御盡力被下候樣致度希望の至りに御座候、右貴答迄如斯御座候。敬具

早稻田大學教授 杉山重義

拜啓仕候、國家の爲め常に熱心御盡力被下候事感佩の至に御座候御申越の二項は誰人も不同意の者は無之事と存候。小生も固より御同意、御同感に御座候。謹んで御成功を祈申候。敬白

帝國大學教授 醫學博士 河本重次郎

拜啓陳者御旨意贊成に御座候間、此段御通知申上候

行政裁判所評定官法學博士 清水澄

基督教婦人矯風會決議の第一項全然贊成。第二項未定の理由、公娼廢止の爲、却て私娼風俗を壞亂するの虞なきや否やの點につき、思考中なるを以てなり。

大成中學校主 松浦鋼太郎

拜復、矯風に關し御來示の次第、其御趣意に於ても至極贊成に有之候へ共是が實行の方法と時機とに就ては尚熟考を遂げ度と存候間、何卒左樣御了承被成下度此段御返事申上候。頓首。

陸軍大學教授 司馬亨太郎

至極御同感に御座候。

林學博士 本多靜六

第一項は至極贊成に御座候。第二項公娼制度廢止の件は將來の理想として元より贊成する處なるも、そは廢止後に於て廢止前に勝る弊害(例之ば歐米の都市に於ても私娼公行百鬼夜行の狀態の如き)の生ぜざる見込のつきたる場合に立つものに御座候。隨つて何等の廢止後に對する準備なしに漫然六ケ年間に廢止を期すると云ふ如き無謀の企には、贊成致兼候。

豐島師範學校長 大束重善

貴會の御主意には全然贊成致候、可然御盡力の程願上候。

左の二氏は矯風會からの訪問に對して答へられた處である。

東京市長 法學博士 奧田義人

まだ就任早々の事とて、後大典に關しても何等の打合せも致しませんが、然し今朝就任の挨拶として吏員にも申述べたるやうに、畏くも先帝陛下は國家の危急の際に、幼若の御身を以て帝位に上らせ給ひ、明治の隆運に向はせられたるも終始御質素を旨として過させ給ひました、今上陛下も亦先帝の御遺志を繼がせ給ふて、皇位を繼承せさせ給ふ事なれば、東京市民は勿論、全國民は奉祝の誠意を致すに當つて、苟も華美に亙るやうな事や御盛典を利用して面白からぬ催しなどのなき樣注意するやうにと申したので、矯風會の決議は申す迄もなく贊成であります

東京府知事 久保田政周

東京市としては、御大典奉祝の際には陛下の行幸を願つて、嚴肅に行はうと考へて居る折柄故、勿論右の決議文の趣意を參考と致しませう。尤も今日漸く市長の席が定まつたやうな次第で、御大典に關する諸種の協議はこれから打合す處であります。

與謝野晶子女史に與ふ

□藝妓問題に就て□□

伊藤江南

現代婦人中にあつて最も吾人の尊敬する與謝野晶子女史は『太陽』六月號誌上に於て、婦人矯風會が御大典奉祝の公會席上に、藝妓を侍せしめまいとする運動をなしつゝあるを難ぜられた。私達は婦人同性の間から斯うした反對の聲を聞かうとは豫想しなかつた。併し之が晶子女史一個の私見たるに止まらば、私は別段いふことはないが、或は我々に對する代表的反對意見でありはしないかといふ點からして、一言反駁を試みやうと思ふ。

晶子女史の所論は、詮じ詰むれば凡そ次の數項に歸する。

『藝妓も日本國民たる以上大典を祝する感情に我等と變りはない』『それも藝妓として參加するのであつて、醜業婦としてゞはない』『醜業婦と云つても全部が其行爲をなすのではない』『表面は藝妓を業としてゐるものである』『彼等と雖裏面の醜業を愧ぢてゐるのだから、出來るだけ訐かぬを以て直しとしたい』

私が之を論駁するには、先づ『藝妓は醜業婦なり』といふ事が前提とならなければならぬ。私達は今日の藝妓は私娼としての一表現であると見てゐる。これには晶子女史も世間一般も反對がないやうに思はれる。若し此前提に反對であるなら晶子女史の彼の言論は殆んど意味をなさない。何となれば百の辯論よりは唯一語の『藝妓は醜業婦に非ず、故に公會の席に侍して可なり』と云ふ事が大切であり、彼等の醜業婦に非ざる事を辯證する事に努めらる可き筈である。然るに事茲に出でず、議論の骨子が『藝妓も亦國民也』といふ處にあるのであるから、女史は即ち吾人と共に先づ第一に『藝妓即醜業婦』といふ事を承認したものと認めない譯には行かぬ。然らば私は議論の順序として藝妓が醜業婦である事を論證するの必要がなくなつた。それでも強て證明せんとするなら徒らに論理的遊戲を試みるに過ぎない譯であるから、藝妓は醜業婦なりといふ前提の下に論旨を進める事にする。

□　□　□

先づ第一晶子女史は

藝妓も亦日本國民であるから、國家の慶典を祝する感情に我々と變りはないではないか。

と云はれた。之れは一應尤もな意見であり、且つ多數の人を誤る議論であるやうに思はれる。私達は人並以上に眞に彼等が國家の喜びを喜びとし、國家の憂ひを憂ふるの人たらん事を欲してゐる。廓清會などは實に其れが爲めに出來てゐるのだと云つてもよい位なものである。併し乍ら彼等の平素の生活思想より云へば『國民だから國家の慶典を祝する』といふ語をさう單純に承認する事が出來やうか。私は不幸にして其言葉の中に大なる矛盾のある事を悲しむ者である。何と

なれば平生彼等の腐心する處は如何にして男子をして痴蝶狂蜂の態を擧ばしむるかにある。淫蕩荒怠産を傷り家庭を泣かしむる男子の生ずる事のみが彼等の欣求である。言ひ換へれば道徳の振興は彼等の悲しみであり、風敎の頽廢は彼等の喜びである。も一つ言ひ換へれば國家の興隆は彼等の悲痛であり、國家の衰亡は彼等の喜悦でなくてはならぬ。若し道徳の振興は憂ふ可く國家の興隆は喜ぶべし、風敎の頽廢は笑ふ可く國家の衰亡は歎く可し、といふならば何人も自家撞着の甚だしきに驚歎せざるを得ぬだらう。即ち平素反社會的の行爲をなし、家庭を蠹毒し國運を衰亡に導かんことをのみ念願しつゝある彼等が、今回に限り國家の慶典なるが故に喜ばんとするは、私は矛盾の餘りに甚だしきに呆れ、私の常識がそれを信用する事を許さない。

殊に附加へて云ひたいと思ふのは、彼等も亦日本國民であるといふ言葉である。勿論彼等は日本に國籍を有してゐる、成程彼等の血管には大和民族の血が我々と共に流れてゐるに違ひない。此點に於て私達は彼等が日本國民たるに異議のあらう筈はない。が、反社會的反國家的の人物を非國民と形容する事に於ても何人も異議はないではあるまいか。然らば此意味に於て私達は彼等を日本國民であるには違ひないが、さればとて大威張りに日本國民だなど云つて貰ひたくないといふ事が出來る。私達は實に彼等も亦國民であるといふ事を恥辱とするものである。

そこで私達の彼等に對する要求は、彼等にして眞に我國曠古の祝典を奉祝する誠意があるならば、先づ其反社會的、非國民的職業たる藝妓業を廢業せよ、而して後吾人と共に御大典を奉祝せんといふのである。願くば此千載一遇の機會に飜然眞心から國家の喜びを喜びとし、國家の憂ひを憂ひとする人になつて貰ひたい。不幸にして此絶好の機會にも廢業が出來ないものは、止むを得ないからせめて監獄に於ける囚人と同樣、齋戒沐浴戸を閉ぢて謹愼業を休み、恐懼して奉祝の誠意を致すより外はない。

□　□　□　□

第二に晶子女史は

醜業婦としてゞはなく、藝妓として參加するのだから差支へない。

といふ風に曰はれた。それなら一體醜業婦として參加するといふ事はどういふことであらうか、斯う考へて見て私は苦笑を禁じ得なかつた。御大典の場合に限らず、公會の席に醜業婦として參加するといふ事は、全然あり得べき事でない。それなら醜業婦として參加するのでないなどは云ふも愚な話である。兎も角も表看板の藝妓として出席するのである事は勿論で、而も其藝妓として出席するさへもいけないと我々はいふのである事を承知して頂き度い。

若し藝妓が賣淫婦である事を少しも知らない別世界に於て藝妓が藝妓として出席するのであるならば、或は多少の議論の餘地もあらう、否それすら實は藝妓自身遠慮すべきであるのは無論、畏くも陛下の聖明を蔽ひ、萬民を盲目にした罪は免れない。況んや此際に於ては彼は金錢を以て自由に節操を

賣買する非倫不德の婦人である事が公知の場合であるから、表面藝妓として出席すといふとも、裏面の醜業婦たる聯想をどうする事も出來まい。私は歌かるたで多少人に知られた事もあるが、少し上手になると誰でも下の句の札を下の句として取扱はない、下の句の札を上の句の積りで取扱ふ。『衣ほすてふ』の札が座蒲團の下にでも匿れると『春過ぎて』が見へないと云つた風に、態とさういふ風にいふのでなくして『我衣手』でなくして『秋の田』になつて見へるのである。之れは觀念聯合の澤山な經驗の結果反射的にさうなつたのであつて、眼底の網膜に映る『富士の高根』といふ下の句の文字は大腦中樞に傳はる時にはいつの間にか『田子の浦』となつてゐるのであるが、藝妓の如きも其内容が賣笑婦たる事餘りに明白で『女郎』といふ言葉が賣淫婦たる事を反射的に感ぜしめる程度に『藝妓』といふ言葉が稍高等な賣笑婦たる事を反射的に感ぜしめるのであるから、藝妓としてだからといふ樣な僞善的な言葉は、此場合に於ては餘りに明瞭過ぎて掩ふに由なき爲めに、使へないと思ふ。藝妓イクォール醜業婦たる彼等の列席は、神聖なる大禮を冒瀆するものであり、陛下に對し奉つて畏れ多く、紳士淑女の堪ゆべからざる侮辱であらねばならぬ。

□　□　□　□

第三に、晶子女史は

醜業婦と云つても全部ではない。

と云つて居られるが、女史は先に述べたる如く大體に於て醜業婦たる事を認定してゐる筈であるのに、こんな割引を請求して、便宜上自分の心證を裏切つた議論を挾まれた。勿論私達は泥中に清い蓮のある事を知つてゐる、藝妓は絶對的に賤業婦であると限らぬのは當り前の話である。併し九分九厘迄が醜業を營むとすればそは一體何パーセントに當るのであらうか、そしてやはり全部といふ言葉を用ひてはいけないのでせうか、お伺ひ致したい。私は本論に就てはそれ以上說明の必要を認めない。

□　□　□　□

第四に、晶子女史は

表面は藝妓を業としてゐるものである。

と云はれた。此議論に對しては第二の答へを以て滿足してもよいのであるが、附加へていふならば、泥棒と雖も表面は何か職業を有してゐる、泥棒が泥棒職だと自ら云ひはしない。浮浪して居れば浮浪罪がある、無職であれば警察の注目を惹く、自然彼等は表面に正業を有してゐる、而して泥棒が泥棒をしてゐる事が明白になつた時尚且つ私は表面××業を營んでゐると云つた處で、それが何にならう。私娼が表面に正業らしいものを有してゐるのは勿論の事である。藝妓が醜業婦でないといふ論證をするでない以上、表面に正業を有してゐるといふ事は泥棒の場合と擇ぶ處はない。況んや今日の藝妓のなす處は舞踊歌曲、乃至座作進退の末に至る迄悉く男子の性的要求に適應し誘發せんとする努力の發現――藝術の假面を冠つた或は其儘の――に外ならぬ。即ち泥棒の場合より一層憎惡すべき表看板と云はねばならぬ。女義太夫其他の遊藝稼業者が、賣淫の疑あれど表面は立派な藝人なりといふ場合とは全く異つてゐる。

□　□　□　□

第五に、晶子女史は

彼等と雖も醜業婦たる事を恥ぢてゐる。

と云はれる。豈か彼等とて醜業婦であると威張りはすまい。それは賣淫は内緒事で、『淫賣！』と云はれたら憤りもしやうし、恥かしくも思ふであらう。けれども之れは泥棒が『泥棒！』と云はれるのを厭ふと同様のことである。馬鹿が『馬鹿！』と云はれて腹を立てるのと同様のことである。泥棒と云はれる事を恥づるが故に泥棒に非ず、馬鹿と云はれて怒るが故に馬鹿に非ずとは云へない。恥しがつてゐるといふ文字の中には、恥ぢ、厭ひ、避ける、悔恨の情が含まれてゐなければならぬ、恥しがつてはゐるが別に悔ひはしない、益々其仕事の繁盛を希望するのでは何の事やら譯が分らぬ。

□　□　□　□

第六に、晶子女史は

故に出來るだけ許かぬを以て直しとしたい。

と云はれるが、之れは一寸聞くと立派に聞える、聖人の事のやうだ、宗教家のことのやうだ。併しそれに就て先づ承知して頂かなくてならぬのは、我々は藝妓を苦しめて快哉を叫ばんとするものではない。勿論我等は醜行を憎むが其人を愛する、我等が藝妓を排斥するには次の三つの目的がある。

第一、御大典の神聖莊嚴を瀆す事なからしめん爲めである

これは直接の問題であつたから、茲に殊更説明する必要はあるまい。

第二、社會に貞潔の德操を植ゑんが爲めである。

今日藝妓は社會の上中流を蕩絡纏繞して昂然一世を瞰下し揚然自動車を驅つてゐる、其害毒の甚しき戰慄に値するのであるが、實は之は藝妓に罪ありとするよりも社會が惡いからで、社會が醜業を卑まず、彼等を要求し彼等を優待するからである。そこで私達は社會の反省を促し貞潔の德操を植ゑ醜業を卑しむ思想を社會に與へんが爲めに、彼等を排斥するのである。

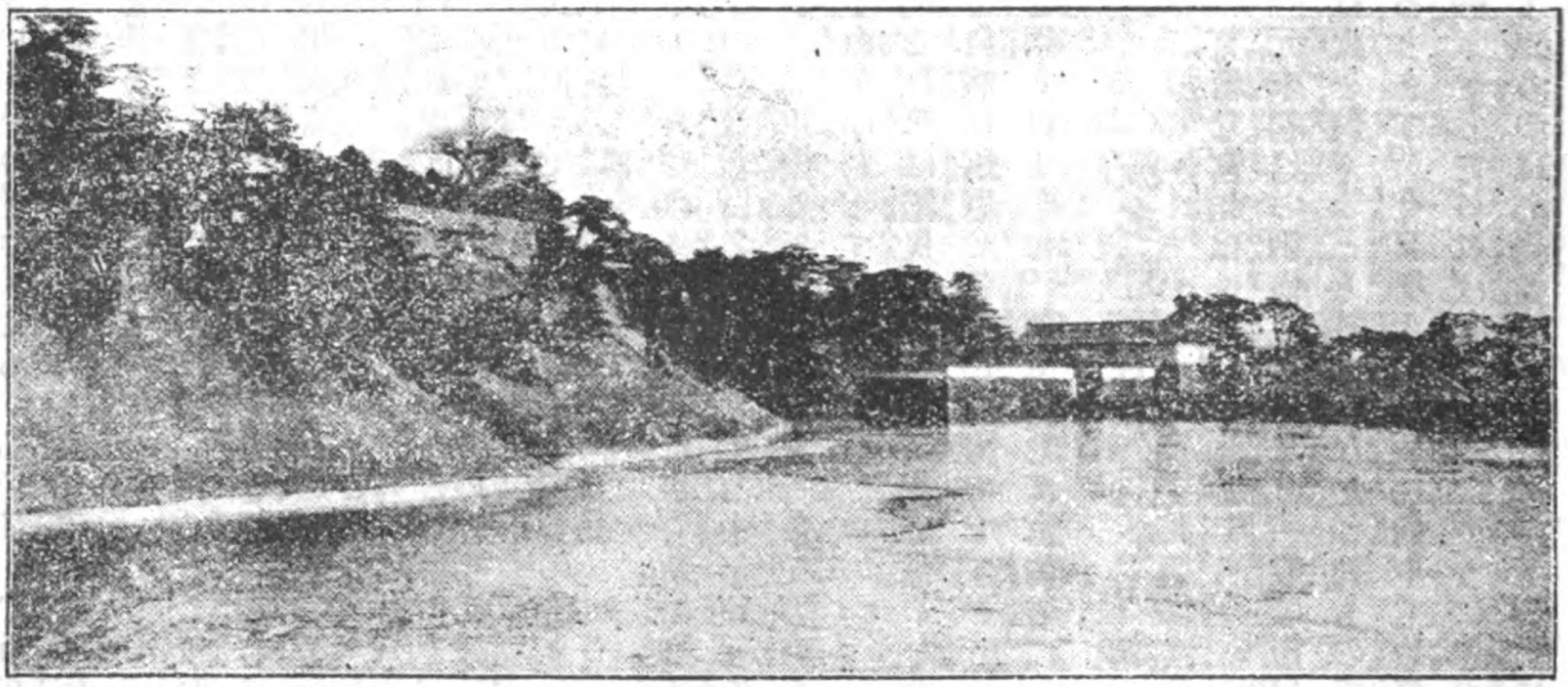
第三、藝妓を其墮落より導き救はんが爲めである。

晶子女史は藝妓は醜業婦たる事を恥ぢてゐると云はれたが、それは事實であつても決して徹底的ではない。私達は彼等にほんとうに醜業の恥づ可きを告げ、且つそれが爲め彼等が接する程のあらゆる家庭に悲劇を生ぜしめ、國家を衰亡に導く程の罪な商賣たる事を知らしめ、今回の樣な公會の席には穢らはしくて出席の出來ない程の者たる事を敎へて、正業に轉ずる志を起さしめ彼等を其墮落より導き救ひ、人間らしき人間となり、眞に國家と喜憂を一にする人とならしめんが爲めであつて、妄りに人の臭を摘發して快とするものではない。臭の蔽ふ可きは未だ可なり、臭の蔽ふ可からずんば、堀つて以て淸凉を期する外はないではあるまいか。

最後に晶子女史始め御存じのない方が多からうと思ふから左の法文を御紹介して筆を擱く。

藝妓取締規則執行心得第五條（訓令）

一、目立ヘキ扮裝ヲ爲シ道路ヲ通行、徘徊セサルコト
二、藝妓タルコトヲ表示シ又ハ表示スヘキ手段ヲ取リ若ハ取ラシメ演藝ノ公開場ニ出演セサルコト
三、藝名ヲ記載シ又ハ藝妓タルコトヲ附記シタル氏名等ヲ以テ廣告其他之ニ類スル行爲ヲ爲シ若ハ爲サシメサルコト
四、藝妓タルコトヲ表示シタル標燈其他ノモノヲ掲出シ若クハ掲出セシメサルコト



皇居櫻田御門の遠望

各大臣歷訪記

基督敎婦人矯風會長
廓清會副會長　矢島楫子

九月十一日午前十一時半、私は二ヶ條の決議文を携へて、各大臣を歷訪致しました。首相は來賓の爲め、警視總監は外出中の爲め共に逢ふ事を得ず、來意を告げ去つて直に內務省に參りました。

△一木內務大臣は曰く

內相は徐ろに決議文を披いて一讀し、

『斯樣の事は規則として實行を强ふるのは困難な事であるが、趣旨は極めて結構であるから、どうか貫徹するやうにして頂き度い』

とて嚴格な顏に打解けた笑を浮べて、

『私の經驗をお話すると、嘗て地方を巡廻した時、藝妓の出る會には一切出席しないといふ事にして、其主義で押通して行くと、中にはそれを喜ばぬ人もあつて大分物議を釀しました。決議の第二項の今後六年を期して公娼廢止をしやうといふのは大問題で、一朝一夕に論ずる事は出來ないとしても、第一の公開の席上に醜業婦を侍せしめざる事は、私共は元よりさうありたいと思つてゐます。併し實行には困難でありませう。折角お骨折を願ひます』

と述べられましたから、慊さず

『私は此頃地方を巡つて見ましたが、日本國民は實に從順で、お上の一聲はどれ程力あるか解りません』と申しますと、

『昔、水野越前守が矯風を上から强て、却つて失敗した例もありますから、やはり矯風會のやうな團體が漸を逐うて働かれるやう希望します』

とて更に私達の運動を激勵せられましたから、辭して文部省に、

△高田文部大臣を訪ふ

文相とは豫て相識の間柄でもありますし、且つは平民的の氏の事とて、先づ老年の私を犒らひ、決議文を見て

『至極結構の事です。今日のやうに表面に醜業婦が跋扈するやうになるのは婦人

達が引込み過ぎてゐるからです、どうか今回の如き御大典を機として善良な風俗を作りたいものですね』

言葉も丁寧に語られました。そこで私は京都に於ては奉祝の宴會を開く場合に知事夫人を始め一般の婦人が斡旋の勞を執るやうきまりました由を告げますと、

『本願寺と祇園で持てゝゐる京都市で、左樣な斷行が出來たといふのは、京都市民の進歩であらう、一方矯風會の働きの疎かならぬを示すのです』

とて、喜ばれました。それから新橋柳橋等の藝妓數百名が盛裝して市中を練り歩き、二重橋外で萬歳を唱ふる企て等がある由を申しますと、

『これ等は國民の道義的制裁が強くなつて自然に遠慮せしめたいものです』

と語られました。卽ち轉じて宮内省に

△波多野宮内大臣を訪ふ

寬容な宮相は

元來朝廷の御儀式には昔は一般の市民は火を焚くことも許されなかつたものであります。今日御大典奉祝に何やらお祭騷ぎをしなければ物足りないやうに思つてゐるのは心得違ひで、どこ迄も靜肅に奉祝の誠意を致すべきです。』

更に藝妓の行列の擧に就ては、

『二重橋前には第一行列する場所さへありません』

とて大笑ひされました。辭して歸つたのは三時半でした。翌十二日、

△大隈總理大臣を訪ふ

大隈伯はもと〳〵本會の主義主張に贊成援助を與へられてゐる方でありまして本春の本會總會に祝辭をさへ寄せられた程ですから、お蔭で運動の經過は斯樣になつてゐますと、報告旁々御禮を述べますと、伯は座にあつた數人の客を顧み

『此お婆さんは我輩より三つも四つも姉さんで、我輩よりも豪傑だよ、常に東奔西走なまけ者の退治をやつて居られる』

と快然として紹介せられました。

要しまするに、私共の運動の前途は好望であります。切に皆樣の御奮鬪を祈ります。(完)

歴訪を終へて



會告　十月號發行遲延に就て

別項評議員會決議の内容は未だ發表の時期にあらざるが、要するに主なる題目は公人の主催する奉祝會より藝妓を排斥する運動に關してであつた。目下此運動は今や第一期を終つて第二期に這入てゐる。そして第三期を以て完結し、抽象的精神的でなく實際的有形的に必ず效果あらしむる確信を以て奮鬪しつゝある。それに就て本誌十月號を社會に發表する時期を態と遲らする必要が起つた、諸君はお待兼であつたらうけれど畢竟諸君の意志を貫徹する必要から故御諒恕を乞ふ。

海外だより

廓清會理事　油谷治郎七

□婦人判事の任命

米國フイラデルフイア市裁判所の少年部長判事ゴールマン氏は此度其補助判事として四名の婦人を任命せり、この婦人判事は十六歳以下の不良女子を審問することをつとむ、判決はゴールマン氏自ら之に當る、蓋し米國東部諸州に於て婦人を判事に任用せるは之を以て始とす、英米に於ては已に多くの婦人警察官の設けありて妙齡女子の誘惑に陷るを防ぎつゝあり、今又婦人判事の制を見るに至る。

□遊廓反對意見

社會廓清萬國大會は本年七月米國桑港に開かれ、各國名士の廓清問題に關する意見を徵す、中に英國ハル港の學務委員長にしてリーツ大學評議員たるウイリヤム、ダウソン氏の遊廓制度に對する意見書あり、頗る肯綮を得たるものなり、今其骨子を摘譯して示さむ。

娼婦を一定の區域に集て醜業を營むことを許す制度の社會に及す弊害は明白也、今反對理由を舉示せんに

第一、遊廓內に住む娼婦の數は、廓外に在りて警官の取締を避け密に醜業を營む者の數に比すれば常に少數也

第二、衛生上より病毒傳染の豫防として檢徵制度の如きは、唯婦人にのみ施して男子を檢せざるが故に、全く效なく又正しきものと云ふべからず

第三、遊廓制度は畢竟するに、當局者が醜業を禁止するを欲せず、若くは之を除く能はざることを自白する也。

第四、遊廓區域は青年惡に誘ふものたり、蓋し政府は社會治安のためにとて公々然賣淫を營業とせしむるを見るものは、自ら之を以て醜とし惡なりとするの感を薄くすべきなり。

第五、集娼地には市內の懶惰にして腐敗せる無賴漢を惹きつけ、唯に不道德の溫室たるのみならず、又暴漢、女衒、誘拐者、盜賊及び脅喝取財等の最劣なる犯罪者の製造所となるなり。

第六、斯る區域を管轄する警官若くは取締人は容易に彼等の爲に腐敗せらるゝに至り、其腐敗せる警察力は言ふに忍びざる害毒を流すに至るもの也

第七、遊廓區域は社會一般の道德的調子を低くするもの也、斯る區域に出入し娼婦を相手にして食物、酒類、衣服裝飾品等を賣込て利益を占る會社商店の支配人株主及其使用人等は、自ら社會改善に反對し其運動を防ぐるに至る

□軍人間の廓清運動

英國軍人の放縱なる生活に陷らんとするを防がんが爲に、基督教青年會は已に印度軍の中に十二個埃及軍に六個佛蘭西に在る軍中に五十個內地に七百個の出張所を設け娛樂と便宜と教訓とを與へつゝありしが近頃更に四百個を新設せりと云ふ。一個所の維持費平均三千圓乃至四千圓なりといへば其活動振は察するに足る

名譽義團は盛に清潔なる文書の配布に勉めつゝあるが、元帥キチナーが婦人に關して軍隊を戒めたるものを始め純潔思想を鼓舞せる小冊子の配布せる數已に百二十八萬七千部に達せりと云ふ。

麻布區藝妓營業認可取消請願書

麻布青年會

謹で書を貴下に呈す、貴下が夙に區內人民の利害休戚を念とし常に之が向上發展に心を用ゐらるゝは我會の感激措く能はざる所なり、我會尙微々たりと雖も素より啻に會員各自の利害の爲に謀るのみならず、又博く力を天下國家に竭さんと欲するもの我區の風俗習慣を刷新するは實に我會主眼の目的なり、此點に於て我會と貴下とは喜憂を俱にする理由と責任とを有せり、是我會が自ら料らず茲に一急務に關し卑見を披瀝して貴下の宏量に訴へんと欲する所以なり、事は當區に於ける藝妓の問題に係れり、彼藝妓が奈何に風俗を害し社會人心を攪亂しつゝあるかは世間全體の認むる所何人も之を否定する事能はざるべし、其の表面酒間を斡旋し舞踊歌曲を以て業とすと謂ひて裏面に於て最も擯斥唾棄すべき行爲をなして生計を營む者ある事は世人の周ねく知る所にして彼等の藝は疑もなく裏面の醜穢行爲を蔽匿せんが爲めに表面を粉飾する看板に過ぎず、即ち彼等が媚を賣り肉を鬻ぐの私娼に外ならざるは顯然として何人も疑ふ能はざる所なり、彼等の常に腐心する所は如何せば男子をして痴蝶花に戲むるゝの狂態を演ぜしむべきかに在り斯くして彼等は日夜罪なき家庭に劇烈なる毒藥を投じ無邪氣なる社會に慘憺たる悲劇の種を蒔きつゝあるなり、嗚呼我國民の中彼等の爲めに誤られ、先帝の遺訓たる「忠實服業」の精神を損ひ「勤儉產を治め」ざるのみか却つて不勤儉にして產を破る者頻々たり、天下滔々として實を去り華に就き醇厚の俗は變じて奢侈淫逸勢を成すに至り是れ苟くも世道人心に志す者の深憂痛嘆に堪へざる所なり是に由つて之を觀れば藝妓の問題の如きは風敎道德上將又國家の體面上より見て決して小問題に非ずして一日も等閑に附する事を許さゞるものなり殊に畏くも

皇室の大典將に近きにあらんとす幸にして此の千載一遇の時に生るゝ者誰か其の徹頭徹尾神聖壯嚴なる盛典にして最も謹嚴なる奉祝の行はれん事を希望せざる者あらんや。

我會は貴下が此の大典を機として、前述の如き人道に背戾し不義不忠を挑發すべき恐れある營業を嚴禁し、併せて此の際我區を一掃して眞に神聖なる模範區たらしむる事に盡力せられん事を懇請する者なり。

賢明なる貴下幸に我會の意の在る所を諒とし速に其の請願を採納せられよ、懇願の至りに堪へず、謹んで請願す。

大正四年九月　日　麻布靑年會長　向　軍治

同　副會長　古澤幾三郎

麻布區長、區會議長、警察署長殿(各通)

廓清會報

△輕井澤に於ける茶話會

八月中旬より下旬にかけて、本部伊藤主事は輕井澤に出張、避暑中の外國人に本會の趣旨を述べて援助を求めたるに贊助員三十名正會員四十五名を得た。

九月一日同地の有力なる會員土屋富太郎氏等の盡瘁にて、滯在中の松宮理事及伊藤主事出席し、在輕井澤廓清會員の茶話會を開く。松宮氏開會の辭を述べ次で本會の主張を高調する處あり、伊藤主事は會の現狀を報告し進んで婦人問題としての公娼制度の閑却せられつゝあるを慨し、それより茶菓を喫しつゝ懇談に移り、熱心なる基督教信者にして同地官民の尊敬する處たる會員佐藤署長の同地風紀取締談あり。明年は安部副會長同地に避暑せらるゝ筈なるを以て、同地に於ける風紀刷新の實際運動をなす方法等につき協議を遂げ、和氣藹々の裡に散會した。當日の來會者氏名左の如し

佐藤　豐助氏	上原　九市氏	林　辰二氏
土屋富太郎氏	小野長一郎氏	河村　只雄氏
林　博氏	長澤　正雄氏	江戸　征一氏
榎本　力藏氏	大類　五郎氏	牛田　まつ子
牛田かく子氏	牛田ふじ子氏	野崎いま子氏
加藤　千代氏	田添　てる氏	佐久間　梅氏
長坂　たか氏	佐々木ます代氏	小山つね子氏
佐藤榮太郎氏	松宮　彌平氏	松宮　しん氏
稻垣　えい氏	伊藤　秀吉氏	（順序不同）

△京都に於ける廓清會

九月十四日午後七時、京都青年會館にて御大典國民的準備矯風演說會を、同地婦人矯風會、青年會、及び本會京都支部の三派聯合主催の下に開會。本部より益富、山室二氏出張し、同地の原田支部長と共に出演、益富氏は「嚴肅なる大典」と題し、原田氏は「御大典と廓清」と題し、山室氏は「貞潔の德」と題し多大の感動を與へて十時閉會。聽衆千名、卽時入會者數十名。

△大阪に於ける廓清會

翌十五日午後七時半大阪公會堂に於て本會支部は同地婦人矯風會と聯合大演說會を開く、高木貞衞氏司會、馬場牧師開會の祈禱に次で、益富氏の十五ヶ條に亙れる「藝妓は賤業婦也」てふ演說ありて、矢島副會長の感話あり、最後に山室大佐は例の如く、燃ゆるが如き熱誠を以て、貞潔を高調せられた。當夜はさしもに廣き大會堂も立錐の餘地なき迄に充滿し、無慮二千五百名を算し、卽時入會者百名。

家庭的集會を開く

■市内各區に於いて開會■

幹事と會員と演壇と傍聽席から相見ゆるでは何の交歡もない。本部は之を遺憾とし、市内在住の幹部と會員と、及び會員相互の親睦を厚うせんが爲め、互に志操の激勵に資せんが爲め、市内各區に於て別々に家族的の懇談會を催す、區内會員は一人も洩れなく必ず御出席相成る樣致し度候也

時日は追々決定次第廣告すべく若くは端書を以て直接通知すべし、目下略決定の分は左の如し

■牛込區分會

十月八日(金)午後七時

市ヶ谷八幡境内　松宮　彌平氏方

■麻布區分會

十月十三日(水)午後七時

本村町一四四　世津谷銳次郎氏方

追而、麻布區の方は世津谷氏旅行中の爲め未だ確定したる譯に無之に付、右變更の場合は更に御通知可致候

△神戸に於ける廓清會

同十七日午後七時より、矯風會と聯合にて神戸青年會館にて大演説會を開く 青年會理事長司會の下に開會は宣せられ安福女學院教師のピアノの彈奏に次で、矢島女史八十三歳の老軀を提げて登壇、「御大典と婦人矯風會」と題して滔々と演説せられ、二大決議案を前提に、アンチゲイシャガールの趣旨を明にし、原田同志社大學長は「御大典と廓清」と題し、山室大佐は「貞潔の德」と題し各得意の快辯を揮はれ、十時過ぎ閉會、聽衆千五百名、卽時入會者、七十七名。

△茂木支部の發會

九月廿六日、栃木縣茂木町に於ては、同地の半田平兵衛氏等の熱心なる運動によつて既に會員數五十名に達したが、今回愈々支部組織となすに決し、此日支部發會大演説會を開く事となり、安部副會長出張せられ、同地空前の盛會を見たり、詳細は次號。

△議長官舍に於ける評議員會

九月二十八日、衆議院議長官舍に於て臨時評議員會を開く、詳細は次號。

廓清會會則摘要

一、本會の目的は男女間に貞潔の德操を奬め家庭を純潔にし社會の風紀を廓清し人生の幸福を增進するにあり

而して公娼制度は此目的に反する惡制度なるが故に全廢を期す

二、本會は其目的を遂せんが爲め左の事業を爲す

(一)公娼問題に對する各方面の硏究調査

(二)公娼廢止の善後策を硏究すること

(三)藝妓酌婦其他類似の稼業者に關する調査改善

(四)蓄妾、私通、姦通、結婚、離婚等に關する調査改善

(五)婦人問題、貞操問題に對する現狀、及思想の硏究指導

(六)娼妓其他醜業婦の救濟

(七)公開演說會を開催すること

(八)每月一回「廓清」と題する雜誌を發行すること

(九)時々適當の出版をなすこと

三、本會に入會せんと欲するものは男女を問はず住所職業、氏名、年齡を記し本部に申込むべし

但贊助會員は必ず口數明記のこと

四、會員を分つて贊助會員、正會員の二とす

(一)贊助會員とは金貳拾五錢を一口として、每月一口以上の維持費を納むるもの

(二)正會員とは每月金五錢づゝの會費を納むるもの

五、會員には總て機關雜誌「廓淸」を每號無代配付す

▼會費の納入

從來會費はすべて前金に納入せらるべき筈なるに滯納の向少からざるは遺憾也。僅少なる金額の事故なるべく督促を受くる事なきやう御注意相成り度し

振替東京二一七〇七二番

▼會員の轉居

通知の際は必ず新舊兩住所を併記せらる可し。

▼投稿歡迎

公娼私娼の問題、婦人問題、或は風紀の爲めに奮闘したる人の逸話等、何にても可なり、會員諸君の投書寄稿を歡迎す。

大正四年十月一日納本　（每月一回一日發行）
大正四年十月一日發行　一部定價金六錢
本號ニ限リ金十錢

編輯兼發行人　伊藤秀吉
神田區今川小路一丁目三番地

印刷人　小林照雄
神田區三河町一丁目十四番地

印刷所　丸利印刷所
神田區三河町一丁目十四番地

發行所　廓淸發行所
芝區三田四國町二番地廓淸會

THE NANKOIN HOSPITAL

Chigasaki, Kozagori. Sagami. (Near Oiso)

UNDER THE MANAGEMENT OF

Dr. K. TAKATA.

Within a few minutes from the Chigasaki Railway Station

Healthiest Situation

FACING THE SAGAMI BAY

FINE SCENERY

Telephone : Chigasaki No. 2

院長診察、月、水、木、金午前、入院隨時
林、峰間兩副長は目下當院に在勤

東洋內科醫院

電話番町六二一番

麹町區三番町三十番地

院長醫學士　高田畊安

神奈川縣高座郡茅ケ崎町柏海濱、停車場より半里

電チガサキ二番

南湖院

河野、高橋兩副長は目下當院に在勤
院長診察、土曜日午後、入院診後應需

（明治四十四年八月一日第三種郵便物認可）
（大正四年十月一日發行）（毎月一回一日發行）